

第7期



桜井市

障害福祉計画



令和6年(2024年)3月

桜井市

# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と主旨.....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の対象 .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
第2章 桜井市における現状と課題.....	5
1 障害者を取りまく現状.....	5
2 アンケート調査からみる桜井市の現状.....	15
3 団体ヒアリング調査からみる桜井市の現状.....	35
4 計画策定にあたっての課題.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
1 第7期障害福祉計画策定に関する国の基本指針.....	40
2 基本理念 .....	42
3 計画の基本目標 .....	43
4 計画の体系図 .....	45
第4章 サービス見込み量と確保のための方策.....	46
1 障害者福祉サービスのさらなる充実.....	46
2 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実.....	63
3 相談支援体制の充実.....	65
第5章 計画における重点項目.....	69
1 福祉施設から地域生活への移行促進.....	69
2 地域生活支援拠点等の整備.....	70
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	71
4 障害児支援の提供体制の整備等.....	73
5 相談支援体制の充実・強化.....	75
6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の確保.....	76
第6章 計画の推進 .....	77
1 計画の推進体制 .....	77
2 進行管理体制 .....	77
3 県・近隣市町村・事業者等との連携.....	77
資料編 .....	78
1 計画の策定経過 .....	78
2 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱.....	79
3 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会委員名簿.....	81
4 用語集 .....	82

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と主旨

近年、地域社会での共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じていくため、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）へと見直されました。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は引き続き大きく変化しています。

前計画の策定に前後して、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

平成30年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律 施行
平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行
令和元年6月	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 施行
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行
令和2年4月	改正障害者雇用促進法 施行
令和3年4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和3年5月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律改正（令和6年4月1日 施行）
令和3年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法 施行

本市においては、障害のある人が安心して地域でともに生活することができる「地域共生社会」の実現に向けて、さまざまな障害福祉施策に取り組んでいます。

障害福祉サービスについては、「第6期桜井市障害福祉計画（「第2期桜井市障害児福祉計画」を包含）」（以下、「前期計画」という。）を令和3年（2021年）3月に策定し、障害のある人が必要なサービスを受けながら安心して地域で暮らしていくことができるサービスの基盤整備を進めてきました。

前期計画が令和5年度（2023年度）末を持って計画期間が満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値等を検証し、国や県の指針を踏まえて「第7期桜井市障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第7期計画です。

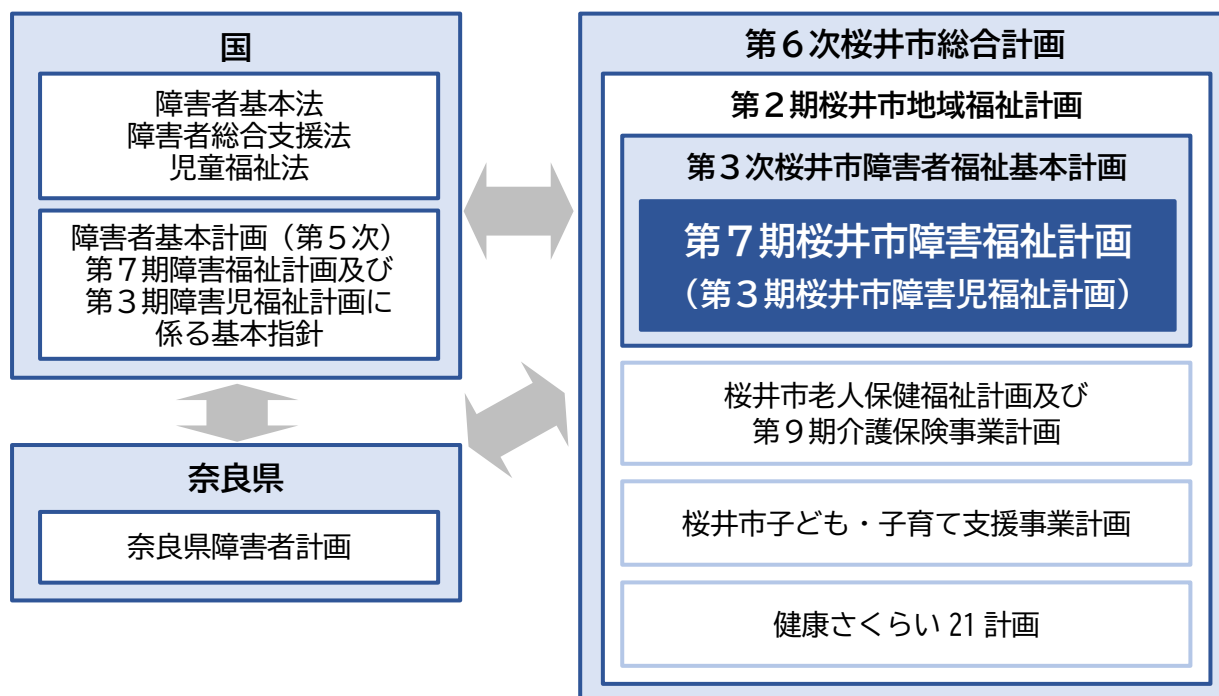
計画の内容については、「桜井市障害者福祉基本計画」を上位計画として、障害福祉サービス等の提供体制の確保、3年を1期とした各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその確保のための方策について定めるものです。

また、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」の第3期計画としても、障害福祉計画と一体的に策定するものとします。

### ■各計画の根拠法と関係

	障害者福祉基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画(第5次) (R5~9年度)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	

### ■各計画との関係図



### 3 計画の対象

「障害者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。さらに、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義を踏まえ、本計画の対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、難病患者、療育の必要な児童・生徒、発達障害者、高次脳機能障害者や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人、医療と福祉との制度の狭間にあって十分な支援が行き届いていない人など日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

### 4 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第3次桜井市障害者福祉基本計画 (平成29年度～令和8年度)						第4次桜井市障害者福祉基本計画		
第6期桜井市障害福祉計画 (第2期桜井市障害児福祉計画)			第7期桜井市障害福祉計画 (第3期桜井市障害児福祉計画)		第8期桜井市障害福祉計画 (第4期桜井市障害児福祉計画)			



## 5 計画の策定体制

策定にあたっては、令和5年度（2023年度）に実施した本計画策定に向けたアンケート調査や団体ヒアリング調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図ります。

さらに関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される審議会での審議、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を聴取しながら策定しました。

### （1）アンケート調査等の実施

障害者・児の実態や意向や市民の障害に対する理解の状況等を把握するために、障害者手帳所持者や障害福祉サービス利用者および市内在住の18歳以上の市民に対してアンケート調査を実施しました。また、当事者の声を計画に反映させるため、障害者団体をはじめとする関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

### （2）策定委員会での審議

関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成する審議会において審議し、その意見を踏まえて計画を策定しました。

### （3）パブリックコメントの実施

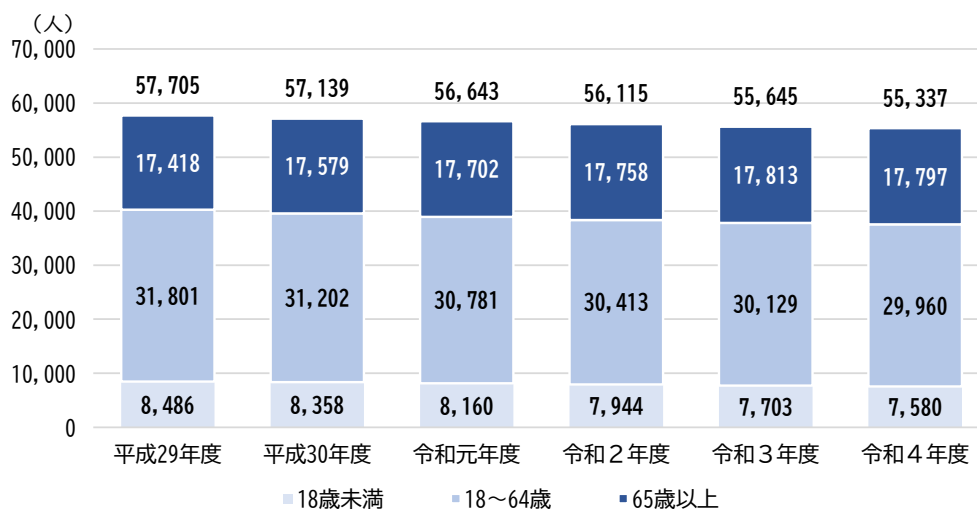
策定委員会で検討された計画案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施しました。

## 第2章 桜井市における現状と課題

### 1 障害者を取りまく現状

#### (1) 人口の推移

本市の人口は平成29年度(2017年度)以降、減少傾向となっており、令和4年度(2022年度)には55,337人となっています。また、年齢別の人口推移をみると、0～18歳未満、18～64歳人口は減少傾向にあるのに対し、65歳以上の高齢者人口は横ばい傾向となっています。

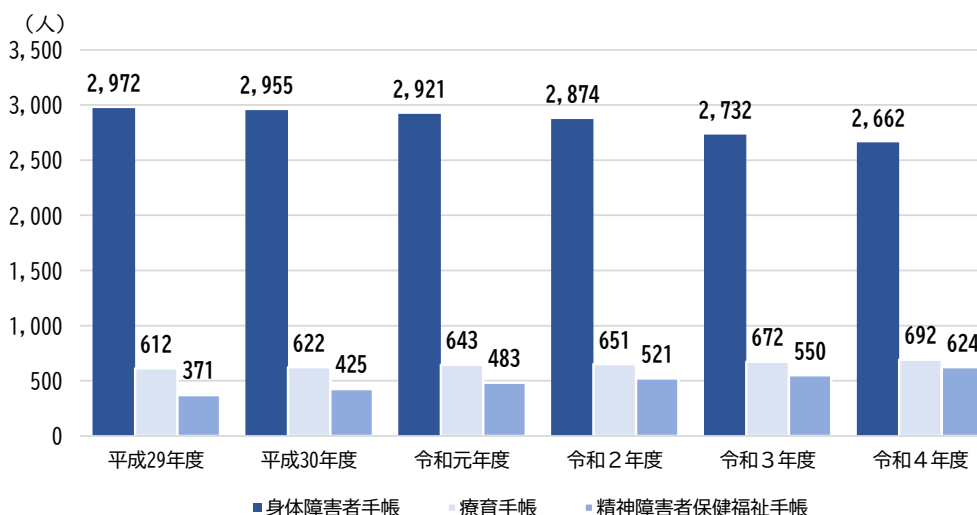


【資料】住民基本台帳人口(各年度3月31日現在)

#### (2) 障害のある人の状況

##### ① 手帳所持者数の推移

本市における障害のある人の状況を近年の手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者数は平成29年度(2017年度)以降、減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加となっています。



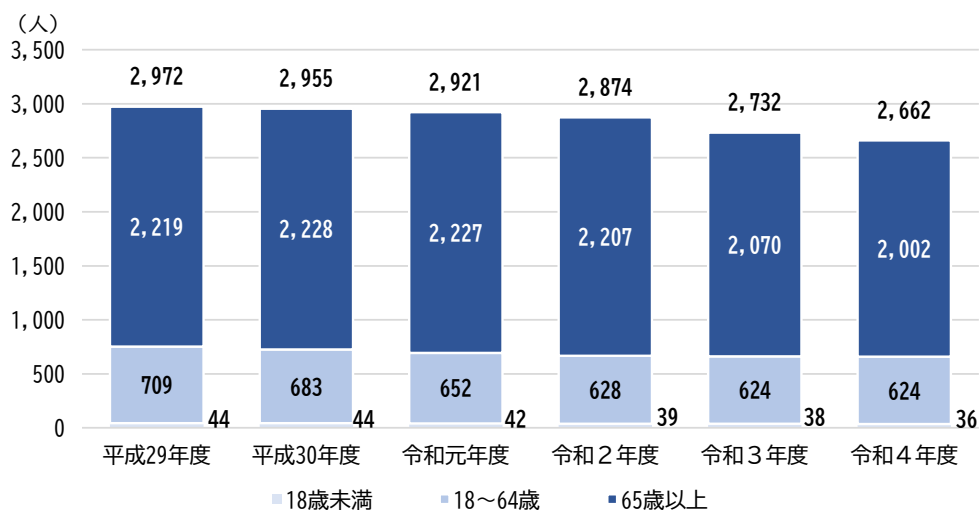
(各年度3月31日現在)

## ② 身体障害のある人の状況

### 《年代別》

身体障害者手帳所持者数の全体では平成 29 年度（2017 年度）以降、減少傾向となっており、令和 4 年度（2022 年度）には 2,662 人となっています。

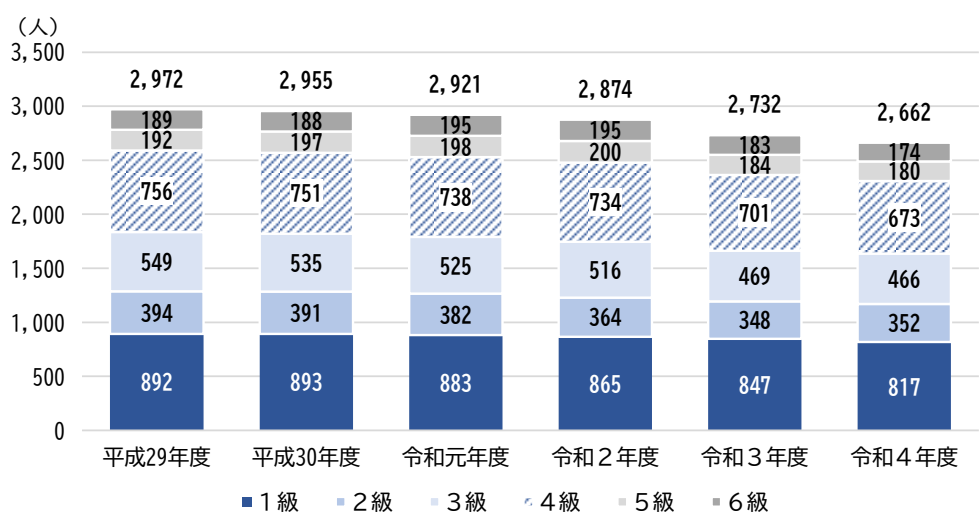
年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が大半を占めているものの、近年では減少傾向となっています。



（各年度3月31日現在）

### 《等級別》

等級別にみると、1級と4級が多くなっています。また、平成 29 年度（2017 年度）以降の推移をみると、全体的に減少しています。



（各年度3月31日現在）

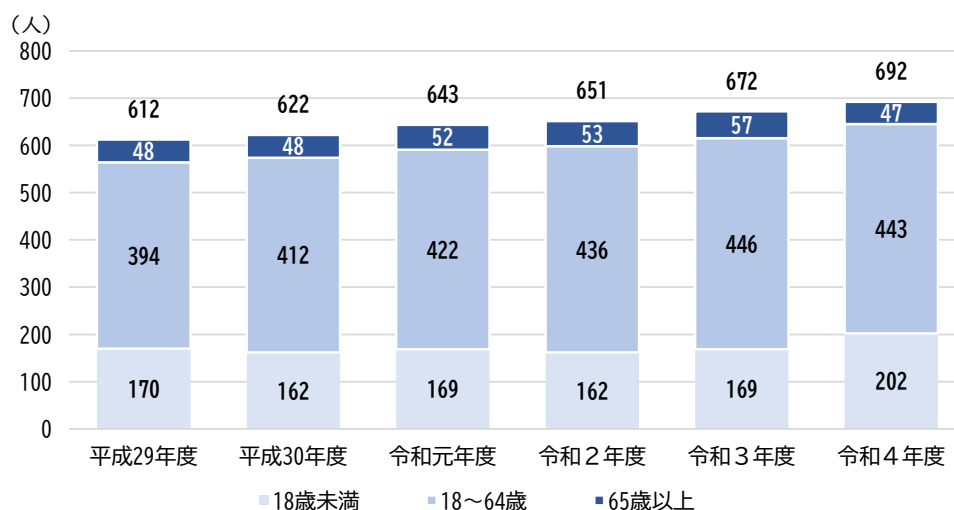


### ③ 知的障害のある人の状況

#### 《年代別》

療育手帳所持者数の全体では平成 29 年度（2017 年度）以降、増加傾向となっており、令和 4 年度（2022 年度）には 692 人となっています。

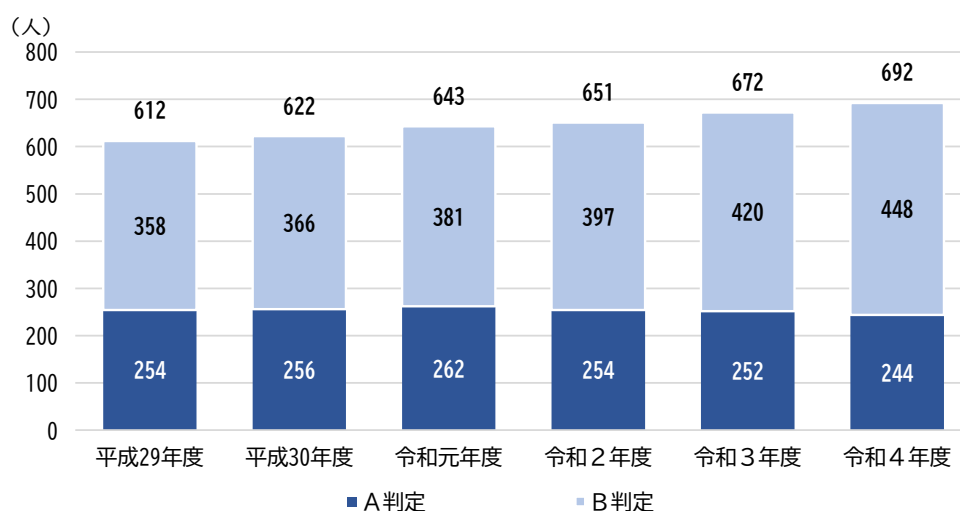
年齢別にみると、18～64 歳の所持者数が大半を占めており、年々増加しています。



（各年度3月31日現在）

#### 《判定別》

判定別にみると、A 判定では、近年は減少傾向となっており、令和 4 年度（2022 年度）には 244 人となっています。B 判定では、年々増加しており、平成 29 年度（2017 年度）の 358 人から、令和 4 年度（2022 年度）には 448 人と約 1.3 倍となっています。



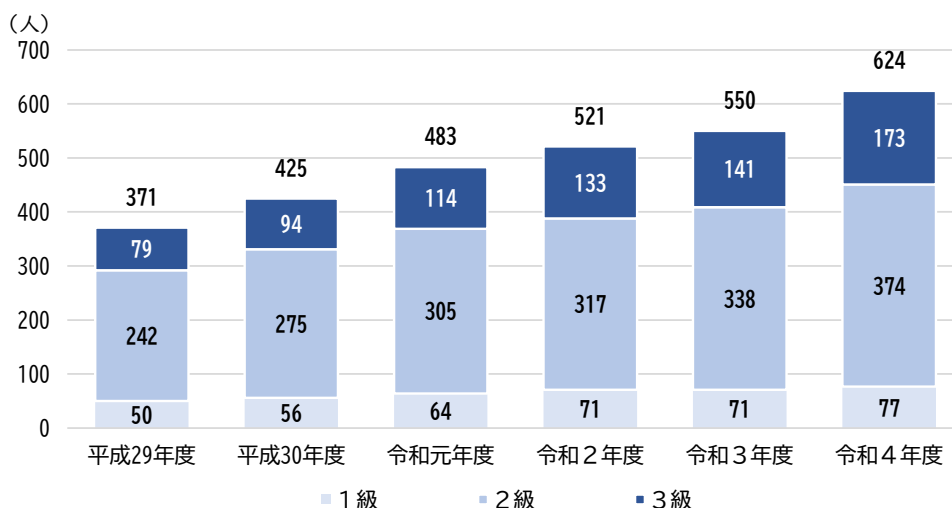
（各年度3月31日現在）

#### ④ 精神障害のある人の状況

##### 《精神障害者保健福祉手帳》

精神障害者保健福祉手帳所持者数の全体では平成29年度(2017年度)以降、増加傾向となっており、令和4年度(2022年度)には624人となっています。

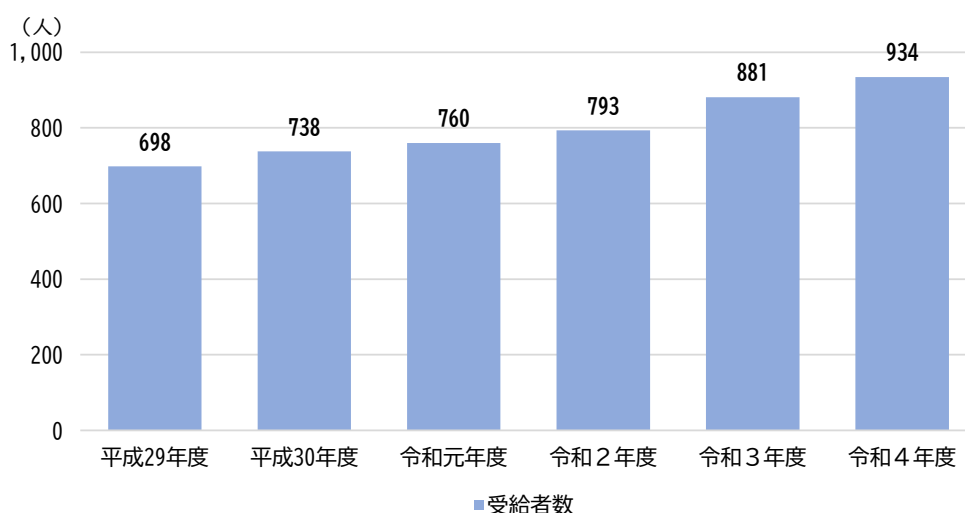
等級別にみると、2級が多くなっています。また、平成29年度(2017年度)以降の推移をみると、3級が大幅に増加しています。



(各年度6月30日現在)

##### 《自立支援医療受給者》

自立支援医療受給者数は、平成29年度(2017年度)以降、増加傾向となっており、平成29年度(2017年度)の698人から、令和4年度(2022年度)には934人と約1.3倍となっています。

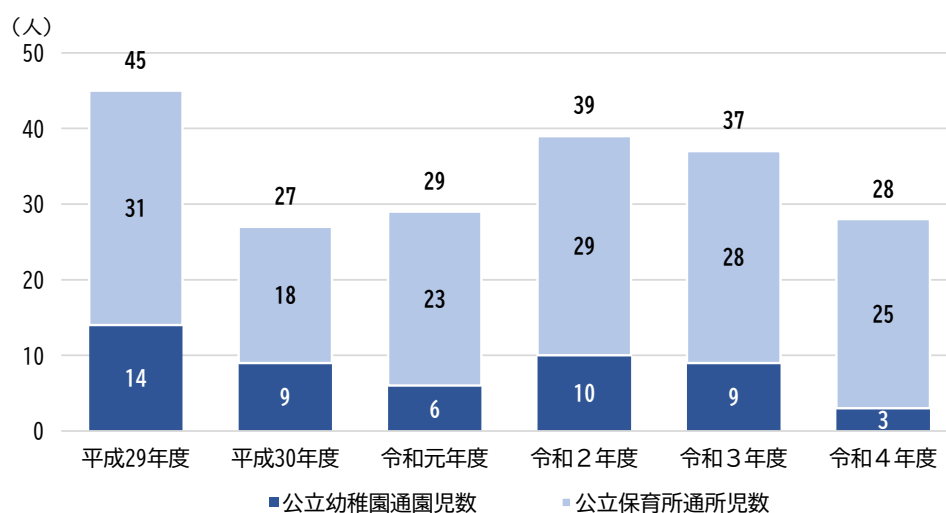


(各年度6月末現在)

### (3) 障害のある子どもの状況

#### ① 保育所・幼稚園の通所・通園状況

障害のある子どもの公立保育所・幼稚園の通所(園)状況をみると、年度によって変動があるものの、近年では減少傾向となっており、令和4年度(2022年度)は公立幼稚園の通園児は3人、公立保育所の通所児は25人となっています。



(各年度3月31日現在)

#### ② 小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

児童・生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況は、令和5年(2023年)5月現在、260人となっています。区分別にみると、主として知的障害及び情緒障害の児童・生徒が多くなっています。

	小学校						中学校			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	9	10	6	3	17	8	12	2	5	72
情緒障害	13	39	24	22	21	21	26	4	8	178
肢体不自由	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3
難聴	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
病弱・身体虚弱	0	1	1	3	0	0	0	0	0	5
弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	51	31	29	39	30	39	6	13	260

(令和5年(2023年)5月1日現在)

### ③ 障害児教育諸学校の就学状況

障害児教育諸学校への桜井市からの就学状況は、令和5年度(2023年度)は小学部では19人、中学部では9人となっています。

令和元年度(2019年度)以降の推移をみると、中学部では減少傾向となっているのに対し、小学部では、令和3年度(2021年)まで減少傾向となっていたものの、令和4年度(2022年度)以降、増加傾向となっています。

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
県立ろう学校	小学部	1	0	0	0	0
	中学部	2	2	3	2	0
県立明日香養護学校	小学部	5	6	4	4	5
	中学部	1	1	3	2	2
県立二階堂養護学校	小学部	7	8	9	12	13
	中学部	13	10	7	10	6
県立養護学校病弱教育 部門東大寺光明園教室	小学部	1	1	0	0	0
	中学部	0	0	1	1	1
県立盲学校	小学部	1	1	1	1	1
	中学部	0	0	0	0	0
合計	小学部	15	16	14	17	19
	中学部	16	13	14	15	9

(各年度5月1日現在)



## (4) 障害のある人の就業状況

### ① 障害者雇用の状況（奈良県）

県内の法定雇用率達成企業数は、平成 30 年度（2018 年度）の 370 社から、令和4年度（2022 年度）には 448 社と 78 社増加しています。また、法定雇用率達成企業の割合は 57.4% から 64.1% に上昇しています。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
企業数	645	659	678	704	699
うち、法定雇用率達成企業数	370	394	424	433	448
法定雇用率達成企業の割合	57.4%	59.8%	62.5%	61.5%	64.1%
基礎労働者数	91,685	93,810	96,630	98,427	97,356
うち、障害者数	2,450	2,617	2,730	2,834	2,835
実雇用率	2.7%	2.8%	2.8%	2.9%	2.9%

【資料】公共職業安定所（各年度6月1日現在）

### ② 障害者の新規求職申込者数

令和4年度（2022 年度）には、新規求職申込数が 285 件、就職件数が 133 件、新規登録者数が 125 人、有効求職数が 455 人、就業中の者が 971 人、保留中の者が 662 人となっています。

令和2年度（2020 年度）以降、就業中の者が大きく増加しています。

	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込数 (件)	224			287			285		
	68	46	110	84	48	155	83	55	147
就職件数 (件)	131			129			133		
	33	23	75	35	30	64	30	21	82
新規登録者数 (人)	103			131			125		
	34	21	48	43	16	72	35	23	67
有効求職数 (人)	367			417			455		
	114	64	189	127	61	229	136	69	250
就業中の者 (人)	836			896			971		
	354	308	174	374	330	192	401	348	222
保留中の者 (人)	634			643			662		
	381	124	129	386	127	130	388	135	139

【資料】公共職業安定所（各年度3月1日現在）

### ③ 公共職業安定所への登録状況（管内）

全体に占める障害種別の割合をみると、登録者数では、身体障害のある人が約半数、知的障害のある人が約2割、精神障害等のある人が約3割となっています。

有効求職者では、身体障害のある人が約4割、知的障害のある人が約1割、精神障害等のある人が約半数となっています。

就業中では、身体障害のある人が約4割、知的障害のある人が約3割、精神障害等のある人が約3割となっています。

保留中では、身体障害のある人が約6割、知的障害のある人が約2割、精神障害等のある人が約2割となっています。

		登録者数		有効求職者		就業中		保留中	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障害	視覚	54	2.6	7	2.1	31	3.1	26	3.6
	聴覚・言語等	115	5.6	11	3.3	62	6.1	42	79.0
	上肢	189	9.1	22	6.5	88	8.7	79	10.8
	下肢	318	15.4	42	12.4	133	13.2	143	19.6
	体幹	57	2.8	13	3.8	20	2.0	24	3.3
	脳病変	7	0.3	1	0.3	4	0.4	2	0.3
	内部障害	236	11.4	40	11.8	79	7.8	117	16.0
	小計	976	47.2	136	40.2	417	41.2	433	59.3
知的障害		475	23.0	38	11.2	305	30.2	132	18.1
精神障害等		618	29.9	164	48.5	289	28.6	165	22.6
合計		2,069	100.0	338	100.0	1,011	100.0	730	100.0

【資料】公共職業安定所（各年度3月1日現在）

※管内は、桜井市、宇陀市、磯城郡3町、宇陀郡2村、東吉野村

## (5) 入所・通所施設の状況

### ① 施設入所者の日中活動系サービス利用状況

入所施設の状況をみると、市内に入所施設はなく、主として周辺市町村にある入所施設を利用しています。

日中活動系サービスについては、奈良市(15人)が最も多く、次いで宇陀市(12人)、高取町(7人)、大和高田市(6人)の順になっています。

	日中活動系				合計
	生活介護	就労継続 支援B型	機能訓練	生活訓練	
奈良市	15	0	0	0	15
大和高田市	5	1	0	0	6
大和郡山市	1	0	0	0	1
橿原市	1	0	0	0	1
香芝市	3	0	0	0	3
宇陀市	12	0	0	0	12
山添村	3	0	0	0	3
田原本町	0	0	2	0	2
大淀町	4	0	0	0	4
吉野町	4	0	0	0	4
高取町	7	0	0	0	7
五條市	1	0	0	0	1
明日香村	5	0	0	0	5
県外	2	0	0	0	2
合計	63	1	2	0	66

(令和5年(2023年)3月31日時点)

## ② 日中活動系サービスの通所状況

通所状況を見ると、市内(168人)が最も多く、次いで橿原市(108人)、天理市(51人)、奈良市(39人)、宇陀市(29人)、田原本町(25人)の順になっています。

	日中活動系						短期入所	合計
	生活介護	就労継続 支援B型	就労継続 支援A型	就労移行	機能訓練	生活訓練		
市内	90	65	0	0	0	0	13	168
奈良市	13	15	5	3	0	0	3	39
大和高田市	6	4	5	3	0	0	0	18
大和郡山市	1	1	1	0	0	0	0	3
天理市	20	17	3	4	0	0	7	51
橿原市	21	28	50	6	0	0	3	108
香芝市	2	0	0	0	0	0	0	2
宇陀市	23	2	0	2	0	0	2	29
山添村	5	4	0	0	0	0	1	10
三宅町	3	0	0	0	0	0	0	3
田原本町	9	2	5	0	2	1	6	25
大淀町	4	0	0	0	0	0	2	6
広陵町	1	0	0	0	0	0	0	1
御所市	2	1	0	3	0	0	1	7
吉野町	0	0	3	0	0	0	0	3
川西町	0	0	0	0	0	0	2	2
高取町	7	0	0	0	0	0	0	7
御杖村	2	1	0	0	0	0	0	3
五條市	8	1	0	0	0	0	0	9
明日香村	11	0	0	0	0	0	0	11
十津川村	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	228	141	72	21	2	1	41	506

(令和5年(2023年)3月31日時点)



## 2 アンケート調査からみる桜井市の現状

「障害福祉計画」の見直しの基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

### (1) 調査概要

#### ① 障害者・児アンケート調査

- 調査対象:桜井市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス利用者 1,992人(無作為抽出)
- 調査方法:郵送配布-郵送・WEB回収
- 調査期間:令和5(2023)年7月26日(水)～令和5(2023)年8月18日(金)
- 有効回収数:904件(有効回収率 45.4%)

#### ② 一般市民アンケート調査

- 調査対象:桜井市在住の18歳以上男女 1,000人(無作為抽出)
- 調査方法:郵送配布-郵送・WEB回収
- 調査期間:令和5(2023)年7月26日(水)～令和5(2023)年8月18日(金)
- 有効回収数:370件(有効回収率 37.0%)

#### 《調査結果を見る際の注意事項》

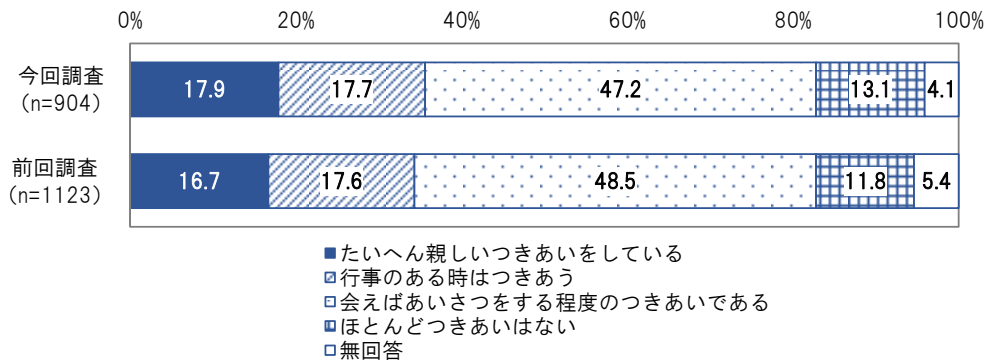
- 回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してある。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合がある。
- 年代別・障害種別等のクロス集計表については、無回答やその他を除いて、1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。なお、割合が同じ回答が複数ある場合は、3項目以上に網掛けをしている場合がある。
- 「前回調査」の表記は、令和2年度実施の調査結果を示している。

## (2) 地域生活について

### ① 隣近所とのつきあいの程度

○隣近所とのつきあいの程度は、「会えばあいさつをする程度のつきあいである」が半数近くを占め、「たいへん親しいつきあいをしている」は2割未満となっています。

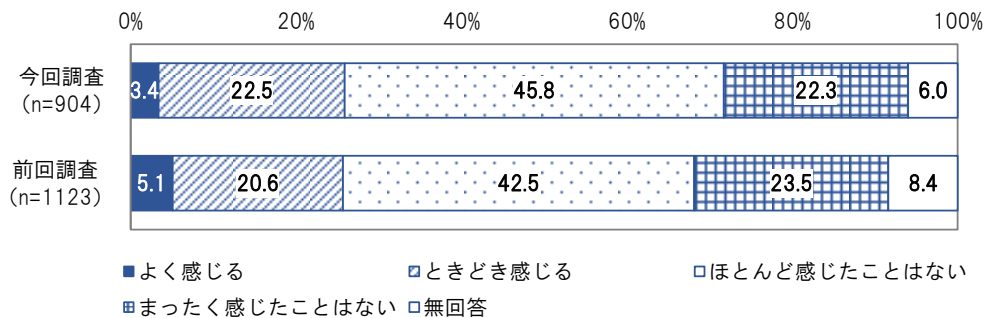
○前回調査とほぼ同様の傾向となっています。



### ② 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることの有無

○日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることは、「ほとんど感じたことはない」が半数近くを占めて最も高く、「まったく感じたことはない」と合わせると、『感じたことはない』が7割近くを占めています。また、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』は2割以上となっています。

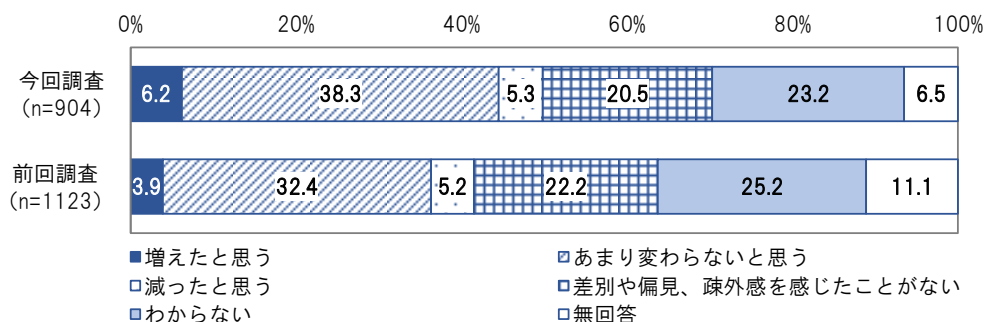
○前回調査と比較すると『感じたことはない』の割合がやや増加しています。



### ③ 障害があることで差別や偏見、疎外感を感じることの5年間での変化

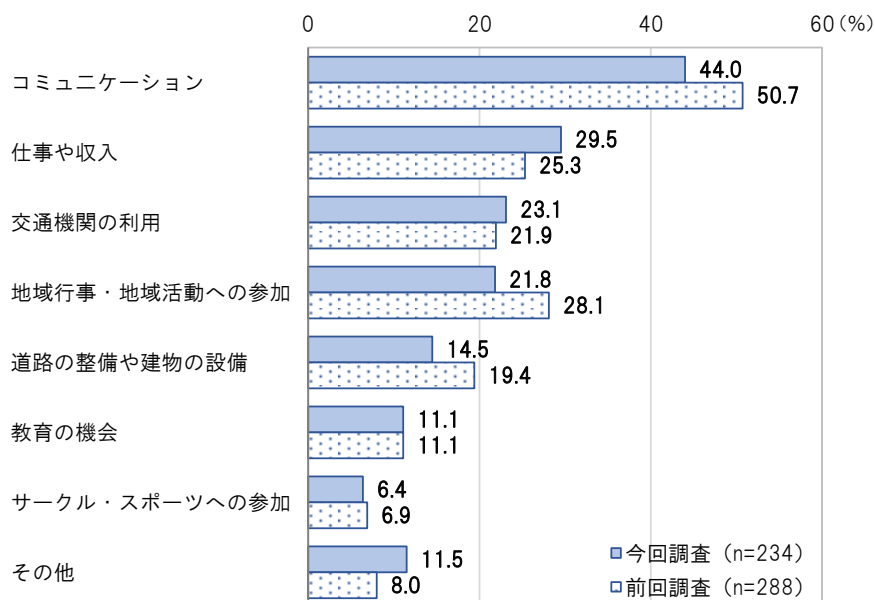
○障害があることで差別や偏見、疎外感を感じることの5年間での変化は、「あまり変わらないと思う」が4割近くを占めて最も高くなっています。

○前回調査と比較すると「増えたと思う」の割合がやや増加しています。



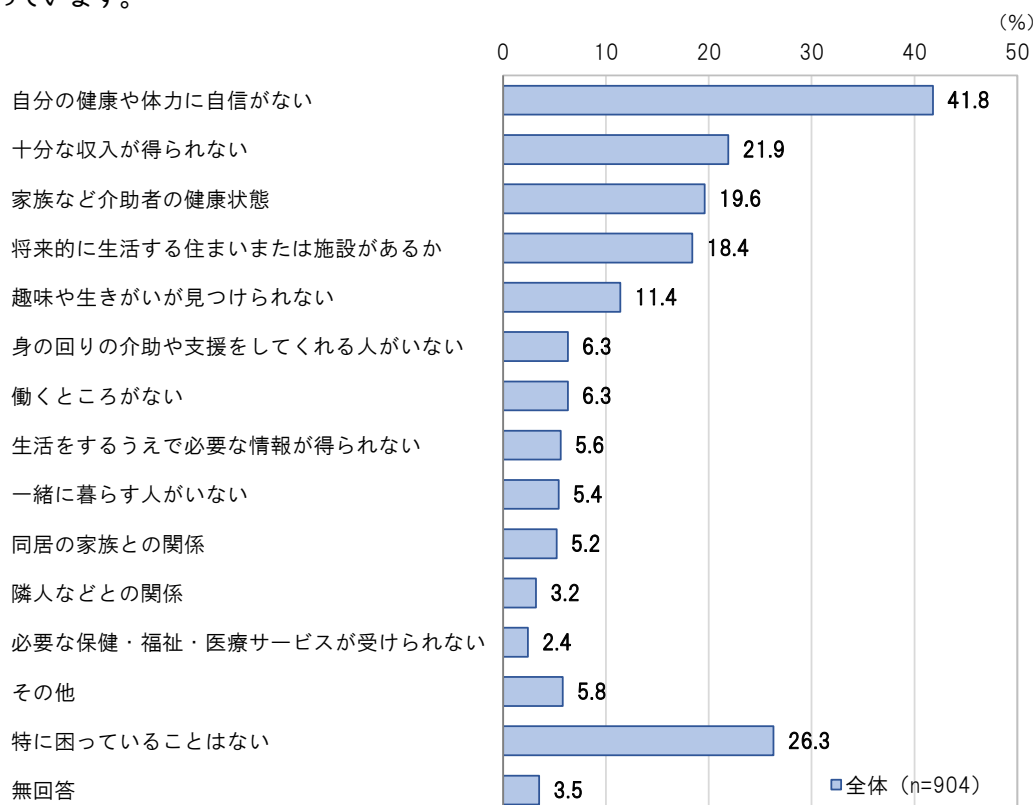
#### ④ 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる内容

○日常生活において差別や偏見、疎外感を感じる内容は、「コミュニケーション」が4割以上を占めて最も高く、次いで「仕事や収入」、「交通機関の利用」、「地域行事・地域活動への参加」の順となっています。前回調査と比較すると「仕事や収入」や「交通機関の利用」の割合が増加しています。



#### ⑤ 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

○現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「自分の健康や体力に自信がない」が4割以上を占めて最も高く、次いで「十分な収入が得られない」、「家族など介助者の健康状態」の順となっています。



## 《年代別・障害種別》

○年代別にみると、18歳未満では「将来的に生活する住まいまたは施設があるか」、18～64歳では「十分な収入が得られない」や「家族など介助者の健康状態」が、それぞれ他の年代に比べて高くなっています。

○障害種別にみると、知的障害・発達障害では「将来的に生活する住まいまたは施設があるか」、精神障害では「十分な収入が得られない」や「働くところがない」が、それぞれ他の障害種別に比べて高くなっています。

(%)

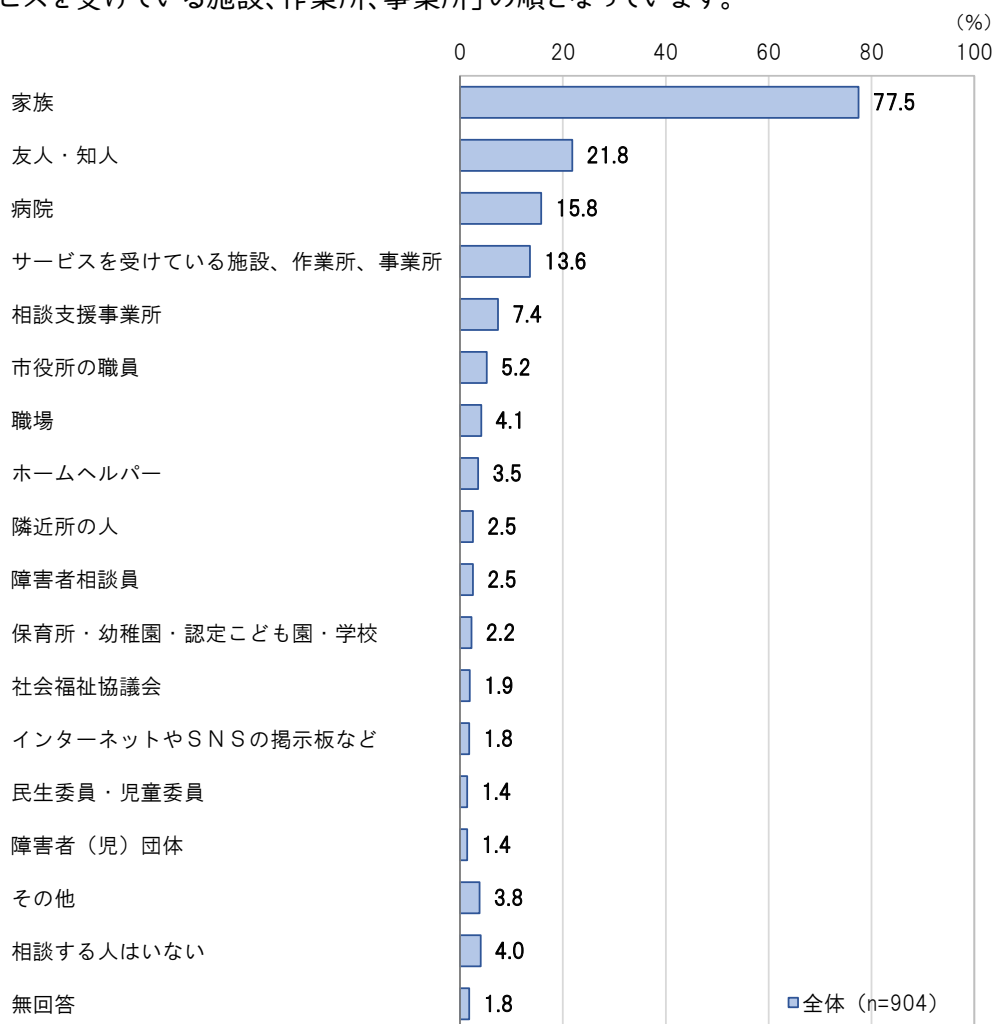
		回答者数(人)	自分の健康や体力に自信がない	十分な収入が得られない	家族など介助者の健康状態	将来的に生活する住まいまたは施設があるか	趣味や生きがいが見つからない	身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない	働くところがない	生活をするうえで必要な情報が得られない
年代別	18歳未満	42	-	-	14.3	26.2	-	2.4	-	9.5
	18～64歳	308	41.2	35.7	25.3	24.7	17.5	5.2	11.0	8.1
	65歳以上	543	45.9	15.8	16.9	14.5	8.8	7.2	4.2	3.9
障害種別	身体障害	628	46.3	18.2	19.3	15.0	9.4	7.2	5.1	4.8
	知的障害	123	9.8	13.8	26.0	35.8	8.1	3.3	3.3	8.1
	精神障害	126	53.2	49.2	18.3	26.2	23.0	4.8	16.7	7.1
	難病	77	61.0	22.1	24.7	18.2	15.6	14.3	6.5	13.0
	発達障害	106	19.8	25.5	22.6	32.1	18.9	2.8	5.7	11.3
	高次脳機能障害	26	46.2	26.9	30.8	15.4	15.4	11.5	3.8	7.7

		回答者数(人)	一緒に暮らす人がいない	同居の家族との関係	隣人などとの関係	必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	その他	特に困っていることはない	無回答
(つづき)									
年代別	18歳未満	42	-	7.1	2.4	7.1	14.3	45.2	-
	18～64歳	308	4.9	7.5	6.5	3.6	8.1	20.1	1.9
	65歳以上	543	6.1	3.9	1.5	1.5	3.9	28.4	4.4
障害種別	身体障害	628	5.7	4.1	1.1	2.1	4.3	27.5	3.7
	知的障害	123	2.4	6.5	4.1	1.6	8.9	31.7	2.4
	精神障害	126	7.1	11.9	13.5	5.6	11.1	11.9	0.8
	難病	77	7.8	3.9	1.3	1.3	2.6	14.3	3.9
	発達障害	106	1.9	5.7	7.5	1.9	13.2	25.5	1.9
	高次脳機能障害	26	-	3.8	3.8	-	7.7	15.4	-

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

## ⑥ 悩みや困ったことの相談先

○悩みや困ったことの相談先は、「家族」が8割近くを占めて最も高く、次いで「友人・知人」、「病院」、「サービスを受けている施設、作業所、事業所」の順となっています。



## 《年代別・障害種別》

○年代別にみると、18歳未満では「保育所・幼稚園・認定こども園・学校」が高く、また、年代が下がるにつれて「病院」や「サービスを受けている施設、作業所、事業所」、「相談支援事業所」などが高くなる傾向がみられます。

○障害種別にみると、知的障害・発達障害では「サービスを受けている施設、作業所、事業所」や「相談支援事業所」、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校」、精神障害では「職場」が、それぞれ他の障害種別に比べて高くなっています。また、難病で「相談する人はいない」が約1割を占めてやや高くなっています。

(%)

		回答者数(人)	家族	友人・知人	病院	サービスを受けている施設、作業所、事業所	相談支援事業所	市役所の職員	職場	ホームヘルパー	隣近所の人
年代別	18歳未満	42	73.8	14.3	26.2	33.3	23.8	2.4	-	-	2.4
	18～64歳	308	71.1	24.7	21.1	17.5	11.0	5.8	10.1	2.9	1.0
	65歳以上	543	81.6	21.2	12.0	10.1	4.2	5.2	1.1	4.2	3.5
障害種別	身体障害	628	81.7	23.7	13.9	10.2	4.6	5.6	2.5	3.2	3.0
	知的障害	123	71.5	13.0	14.6	35.8	18.7	1.6	6.5	1.6	0.8
	精神障害	126	65.1	24.6	30.2	8.7	13.5	7.1	10.3	5.6	1.6
	難病	77	64.9	20.8	24.7	13.0	7.8	6.5	2.6	5.2	1.3
	発達障害	106	79.2	15.1	20.8	31.1	19.8	2.8	6.6	1.9	1.9
	高次脳機能障害	26	84.6	3.8	23.1	23.1	3.8	7.7	7.7	7.7	3.8

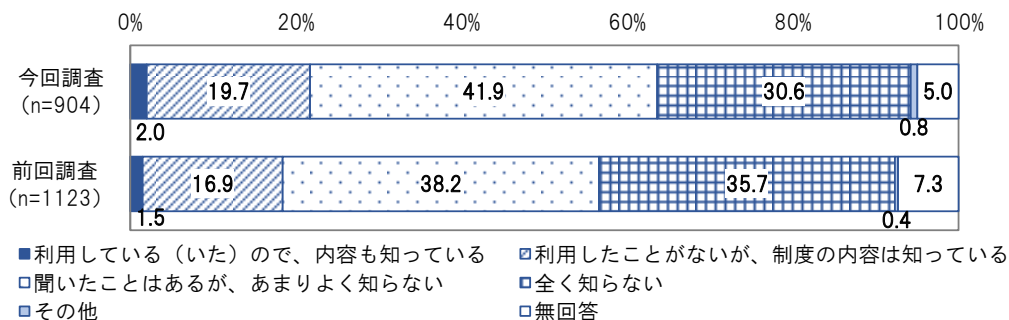
		回答者数(人)	障害者相談員	保育所・幼稚園・認定こども園・学校	社会福祉協議会	インターネットやSNSの掲示板など	民生委員・児童委員	障害者(児)団体	その他	相談する人はいない	無回答
(つづき)											
年代別	18歳未満	42	-	45.2	-	-	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	18～64歳	308	4.2	0.3	2.6	4.5	0.6	2.6	3.9	5.5	2.3
	65歳以上	543	1.8	-	1.7	0.4	1.8	0.7	3.7	3.3	1.3
障害種別	身体障害	628	1.9	0.3	1.9	1.1	1.8	0.8	3.7	3.7	1.1
	知的障害	123	5.7	13.0	2.4	0.8	-	5.7	1.6	4.1	4.1
	精神障害	126	4.0	1.6	0.8	4.8	0.8	1.6	7.1	6.3	2.4
	難病	77	2.6	1.3	2.6	-	1.3	1.3	5.2	10.4	2.6
	発達障害	106	3.8	16.0	1.9	1.9	0.9	4.7	0.9	1.9	1.9
	高次脳機能障害	26	-	-	7.7	-	-	3.8	7.7	-	-

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

### (3) 成年後見制度について

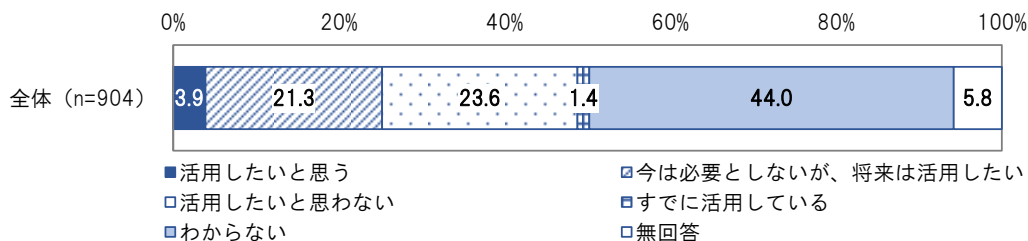
#### ① 成年後見制度の認知度

- 成年後見制度の認知度は、「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」が4割を超え、「全く知らない」と合わせると、『知らない』が7割以上を占めています。
- 「利用している(いた)ので、内容も知っている」と「利用したことがないが、制度の内容は知っている」を合わせた『知っている』は2割程度となっています。
- 前回調査と比べると、『知っている』の割合がやや増加しています。



#### ② 成年後見制度の今後の活用意向

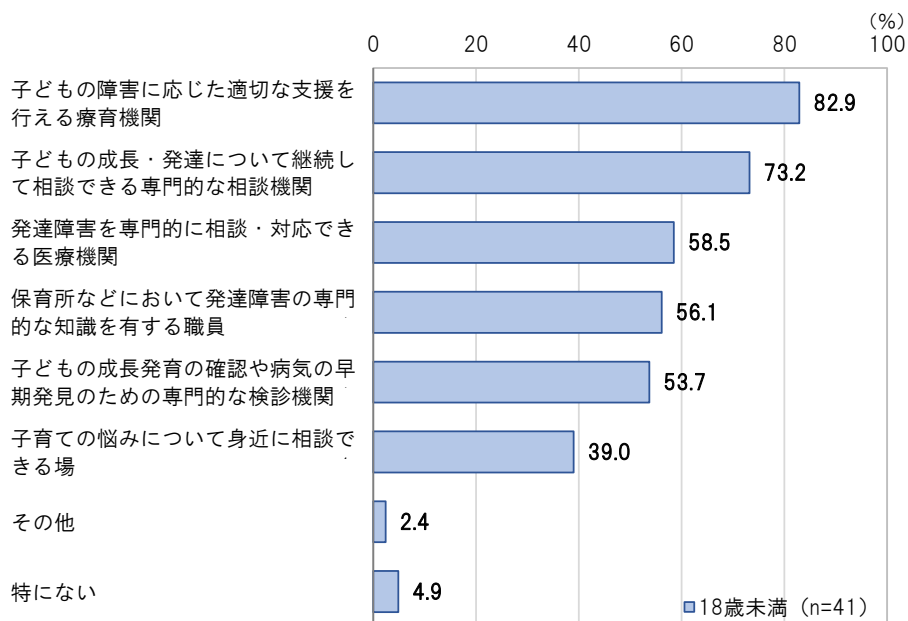
- 成年後見制度の今後の活用意向は、「活用したいと思う」と「今は必要としないが、将来は活用したい」を合わせた『活用したい』が2割以上を占めています。



## (4) 通園・通学について

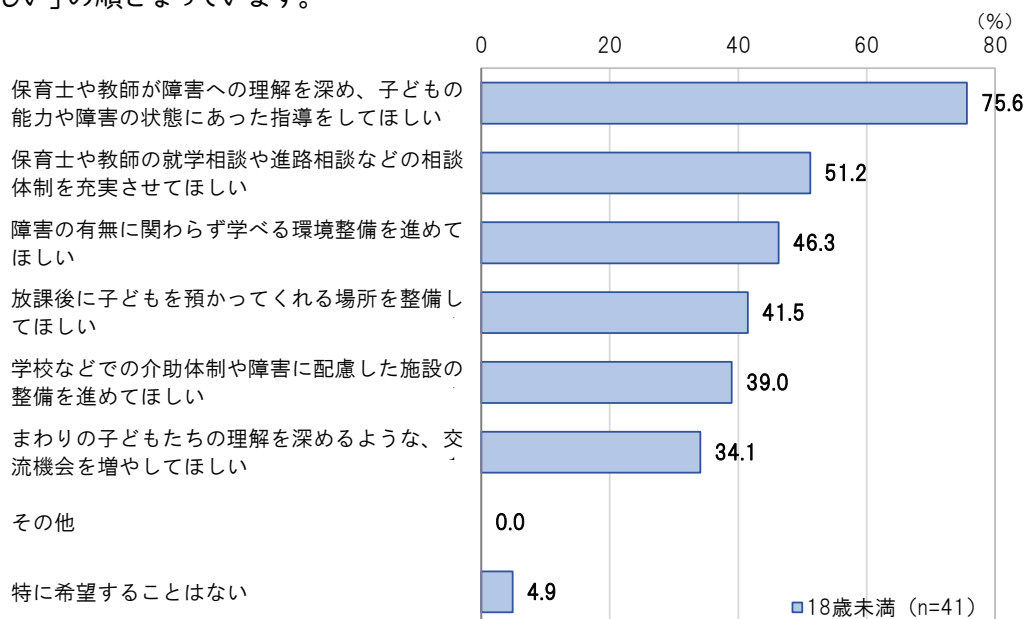
### ① 子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源

○子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源は、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」が8割以上を占めて最も高く、次いで「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」の順となっています。



### ② 学校などでの生活に望むこと

○学校などでの生活に望むことは、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」が7割以上を占めて最も高く、次いで「保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制を充実させてほしい」、「障害の有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい」の順となっています。





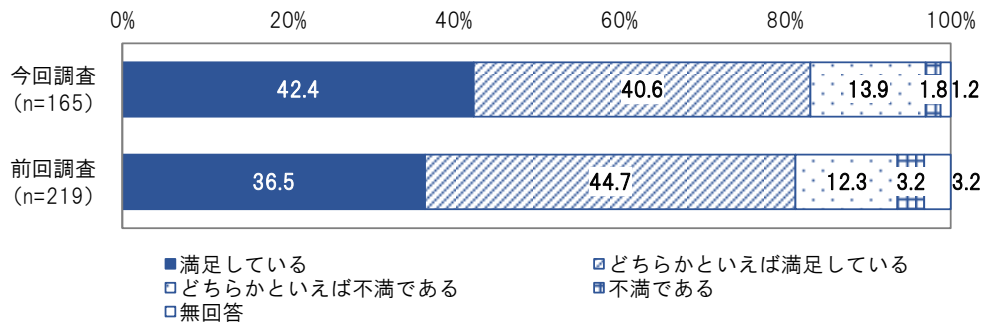
## (5) 仕事について

### ① 仕事の内容に対する満足度

○仕事をしている人の満足度は、「満足している」が4割を超えて最も高く、「どちらかといえば満足している」と合わせた『満足している』が8割以上を占めています。

○一方で、『不満である』（「どちらかといえば不満である」+「不満である」）は1割以上となっています。

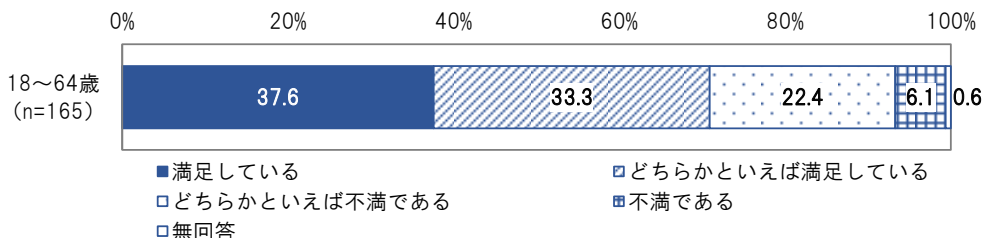
○前回調査と比べると、『満足している』の割合がやや増加しています。



### ② 職場環境（設備・人間関係など）に対する満足度

○仕事をしている人の職場環境（設備・人間関係など）に対する満足度は、「満足している」が4割近くを占めて最も高く、「どちらかといえば満足している」と合わせた『満足している』が7割以上を占めています。

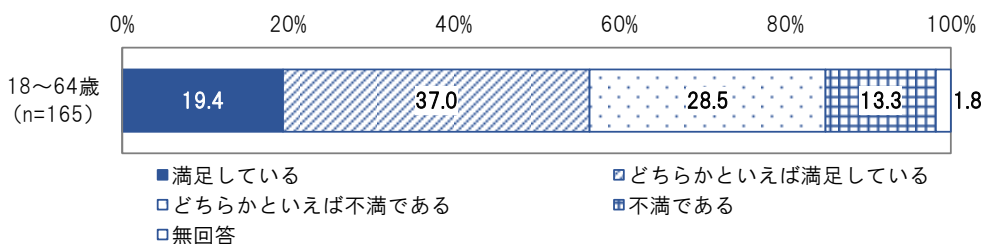
○一方で、『不満である』（「どちらかといえば不満である」+「不満である」）は3割近くを占めています。



### ③ 就労による収入に対する満足度

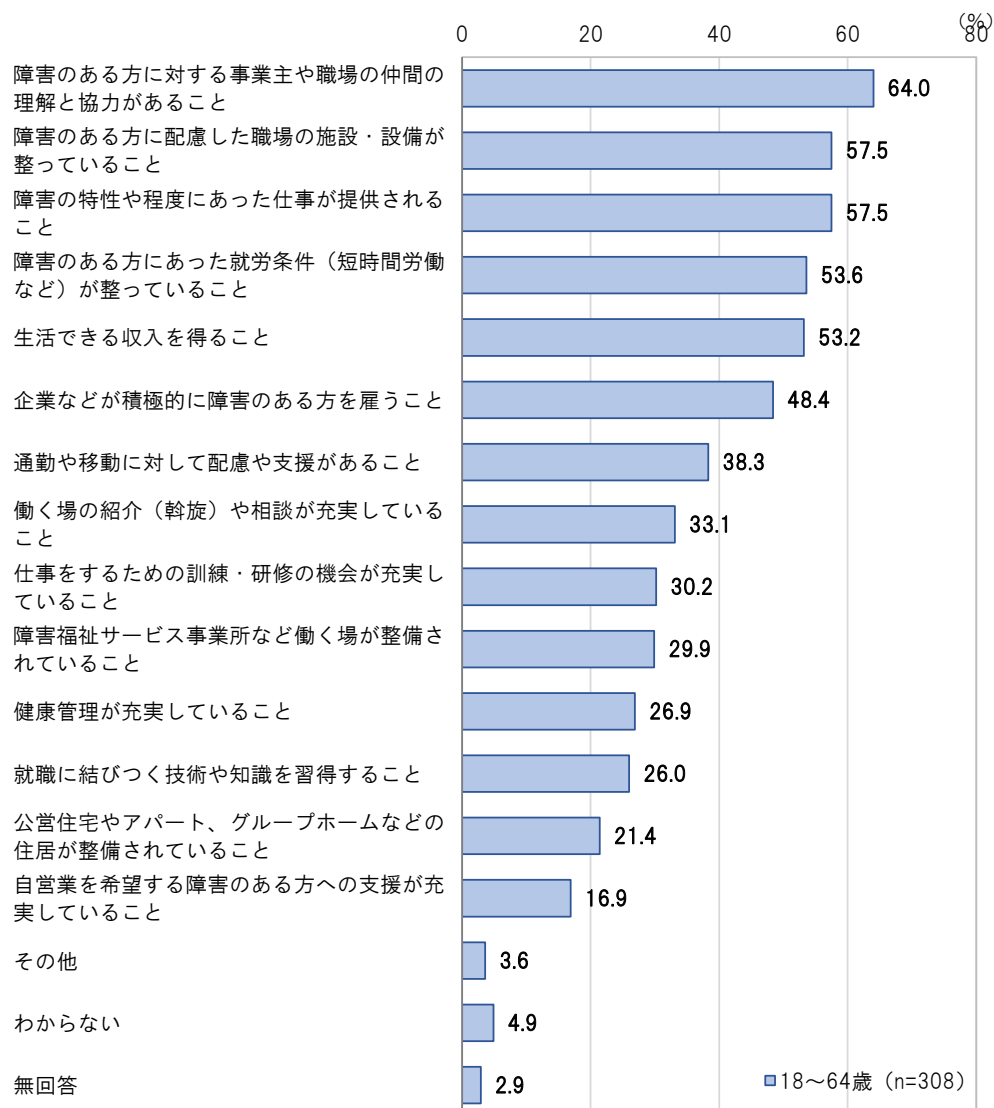
○就労による収入に対する満足度は、「どちらかといえば満足している」が4割近くを占めて最も高く、「満足している」と合わせた『満足している』が6割近くを占めています。

○一方で、『不満である』（「どちらかといえば不満である」+「不満である」）は4割以上となっています。



#### ④ 障害のある方が働くために必要だと思うこと

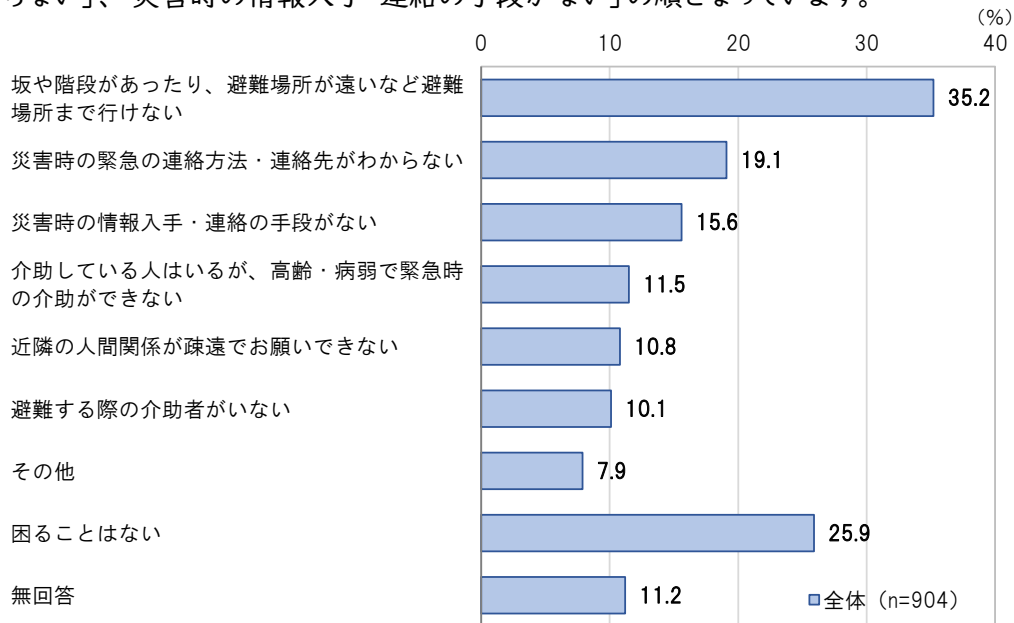
○障害のある方が働くために必要だと思うことは、「障害のある方に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」が6割以上を占めて最も高く、次いで「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」および「障害の特性や程度にあった仕事を提供されること」、「障害のある方にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」、「生活できる収入を得ること」の順となっています。



## (6) 災害時の対応等について

### ① 地震などの災害発生時に避難するのに困ること

○地震などの災害発生時に避難するのに困ることは、「坂や階段があつたり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない」が3割以上を占めて最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」、「災害時の情報入手・連絡の手段がない」の順となっています。



### 《障害種別》

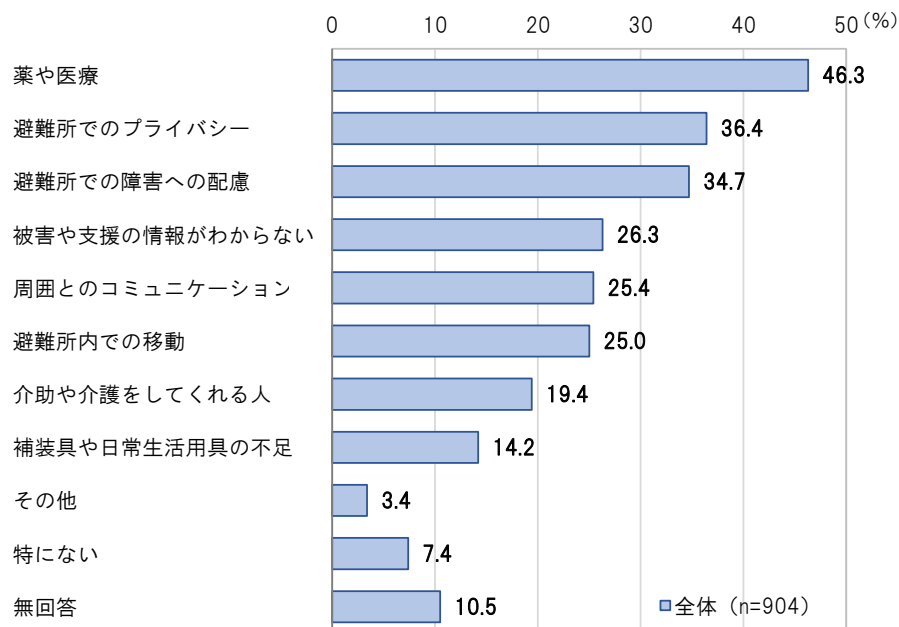
○障害種別にみると、身体障害・難病・高次脳機能障害では「坂や階段があつたり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない」、精神障害では「近隣の人間関係が疎遠でお願いできない」、難病では「避難する際の介助者がいない」が、それぞれ他の障害種別に比べてやや高くなっています。

		回答者数 (人)	坂や階段があつたり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない	災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない	災害時の情報入手・連絡の手段がない	介助している人はいるが、高齢・病弱で緊急時の介助ができない	近隣の人間関係が疎遠でお願いできない	避難する際の介助者がいない	その他	困ることはない	無回答
障害種別	身体障害	628	42.8	17.8	14.5	12.3	8.9	10.7	6.5	25.0	11.1
	知的障害	123	14.6	26.8	18.7	9.8	11.4	6.5	15.4	29.3	8.1
	精神障害	126	16.7	21.4	19.8	9.5	20.6	7.9	7.9	29.4	8.7
	難病	77	54.5	28.6	16.9	13.0	13.0	20.8	9.1	10.4	10.4
	発達障害	106	10.4	28.3	19.8	6.6	17.0	7.5	15.1	31.1	5.7
	高次脳機能障害	26	50.0	11.5	11.5	11.5	11.5	7.7	15.4	15.4	3.8

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

## ② 地震などの災害発生時に避難所などでの生活で不安や困ること

○地震などの災害発生時に避難所などでの生活で不安や困ることは、「薬や医療」が4割以上を占めて最も高く、次いで「避難所でのプライバシー」、「避難所での障害への配慮」の順となっています。



### 《障害種別》

○障害種別にみると、身体障害・精神障害では「薬や医療」、知的障害・難病・高次脳機能障害では「避難所での障害への配慮」、発達障害では「周囲とのコミュニケーション」が最も高くなっています。

		(%)											
		回答者数 (人)	薬や医療	避難所でのプライバシー	避難所での障害への配慮	被害や支援の情報がわからない	周囲とのコミュニケーション	避難所内での移動	介助や介護をしてくれる人	補装具や日常生活用具の不足	その他	特にない	無回答
障害種別	身体障害	628	45.4	32.6	33.1	27.1	18.5	29.8	20.2	16.9	2.7	7.3	11.1
	知的障害	123	30.1	43.1	46.3	27.6	43.9	17.1	20.3	6.5	5.7	8.9	7.3
	精神障害	126	71.4	55.6	38.9	23.8	45.2	11.9	13.5	9.5	4.8	5.6	4.8
	難病	77	46.8	35.1	48.1	26.0	23.4	41.6	33.8	22.1	6.5	5.2	7.8
	発達障害	106	34.0	45.3	47.2	32.1	50.0	16.0	17.0	8.5	6.6	11.3	3.8
	高次脳機能障害	26	46.2	30.8	57.7	23.1	34.6	34.6	23.1	19.2	-	3.8	7.7

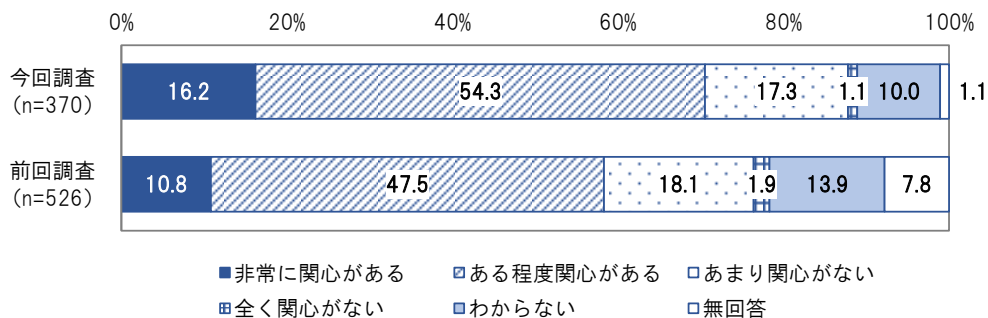
※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

## (7) 障害のある方・障害者施策に対する関心について

### ① 障害のある方やその家族の現状や課題についての関心度

○障害のある方やその家族の現状や課題についての関心度は、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』が約7割を占めています。

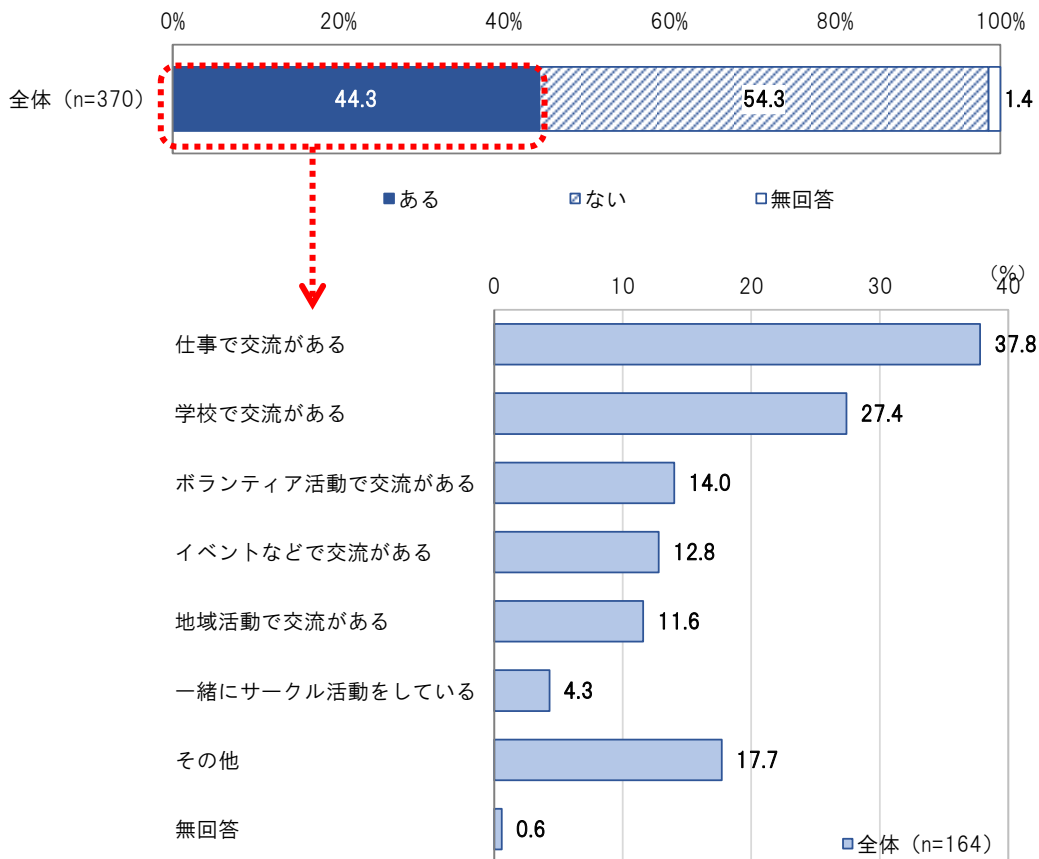
○前回調査(58.3%)と比べて増加しています。



### ② 障害のある方との交流や一緒に活動の有無

○障害のある方との交流や活動の有無は、「ない」が半数以上を占め、「ある」は4割程度となっています。

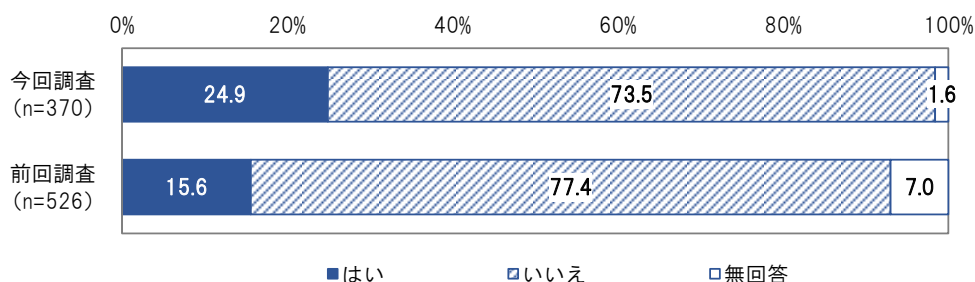
○交流や一緒に活動がある人のその内容では、「仕事で交流がある」が4割近くを占めて最も高く、次いで「学校で交流がある」となっています。



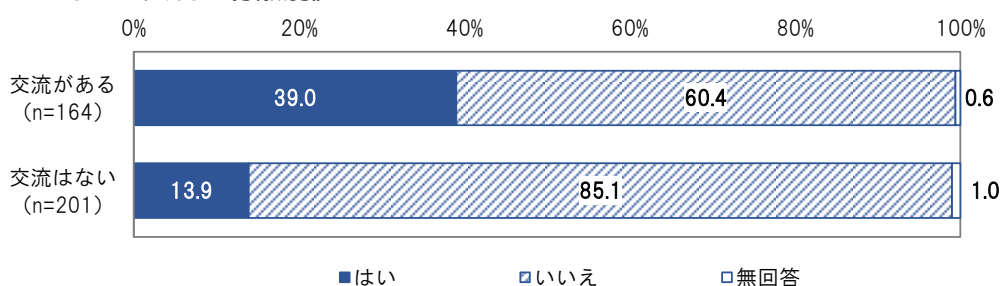
### ③ 障害者差別解消法の認知度

○障害者差別解消法の認知度は、「いいえ(知らない)」が7割を超え、「はい(知っている)」は2割程度となっています。また、前回調査(15.6%)と比べて増加しています。

○障害のある方との交流の有無別にみると、交流のある人で「はい(知っている)」が4割近くを占め、交流のない人に比べて高くなっています。



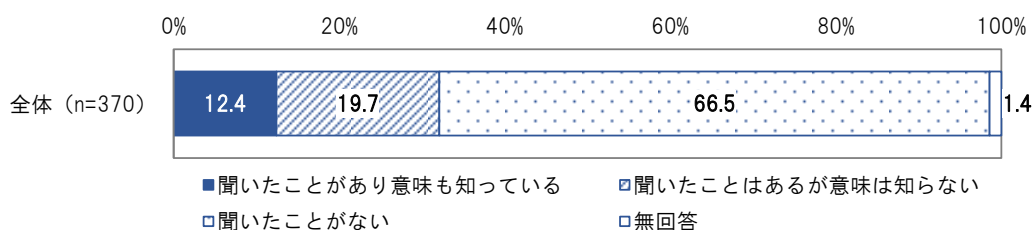
#### 《障害のある方との交流の有無別》



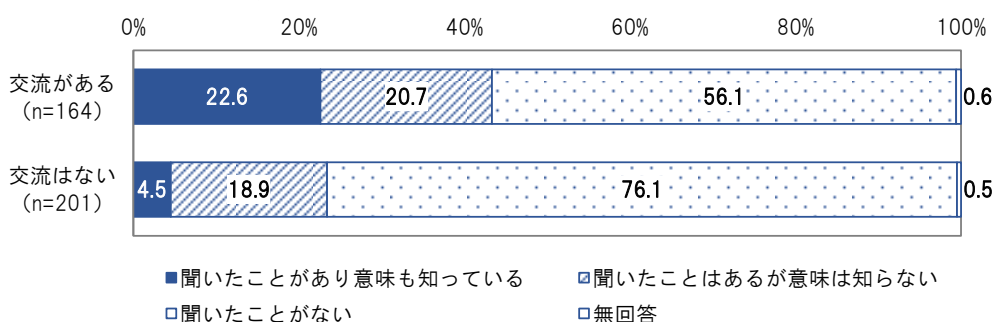
### ④ 「合理的配慮の提供」の認知度

○「合理的配慮の提供」の認知度は、「聞いたことがない」が6割を超え、「聞いたことはあるが意味は知らない」と合わせると、意味を知らない人が8割以上を占めています。また、「聞いたことがあり意味も知っている」は1割程度となっています。

○障害のある方との交流の有無別にみると、交流のある人で「聞いたことがあり意味も知っている」が2割以上を占め、交流のない人に比べて高くなっています。



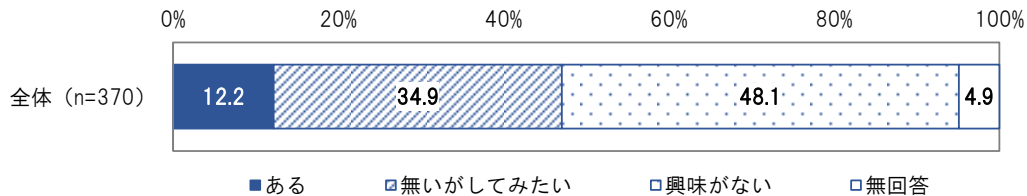
#### 《障害のある方との交流の有無別》



## (8) 障害福祉に関するボランティア活動について

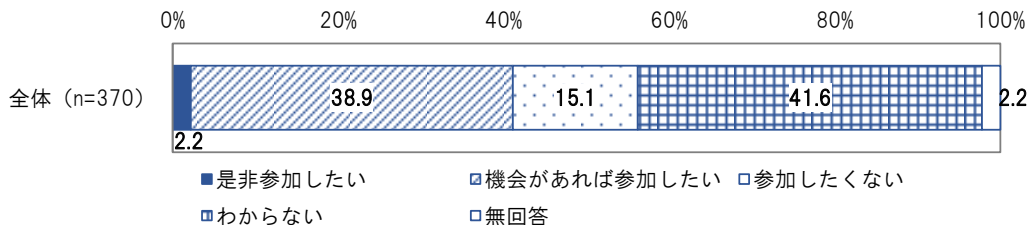
### ① 障害福祉に関するボランティア経験の有無

○障害福祉に関するボランティア経験は、「興味がない」が半数近くを占めて最も高く、「ある」は1割程度となっています。



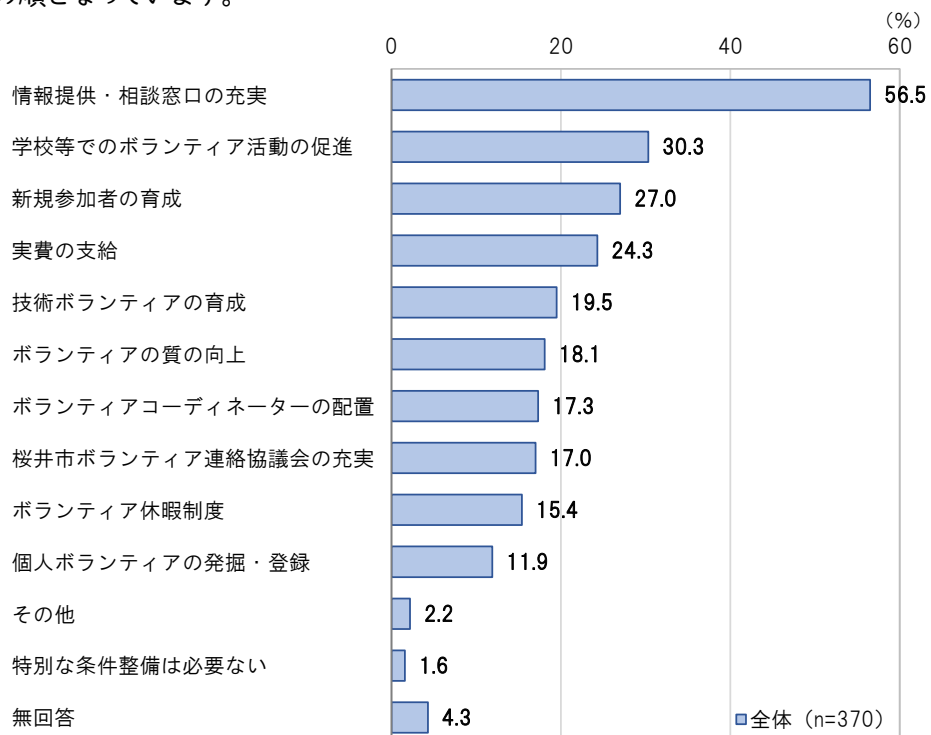
### ② 障害福祉に関するボランティアの今後の参加意向

○障害福祉に関するボランティアの今後の参加意向は、「機会があれば参加したい」が4割近くを占め、「是非参加したい」と合わせると4割以上を占めています。



### ③ 障害福祉に関するボランティア活動を活発にするために必要だと思う施策

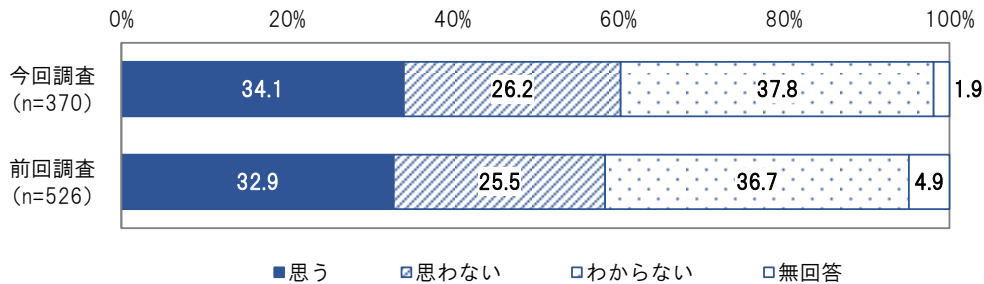
○障害福祉に関するボランティア活動を活発にするために必要だと思う施策は、「情報提供・相談窓口の充実」が半数以上を占めて最も高く、次いで「学校等でのボランティア活動の促進」、「新規参加者の育成」の順となっています。



## (9) 障害のある方の社会参加について

### ① 障害のある方の社会参加について理解が深まってきていると思うか

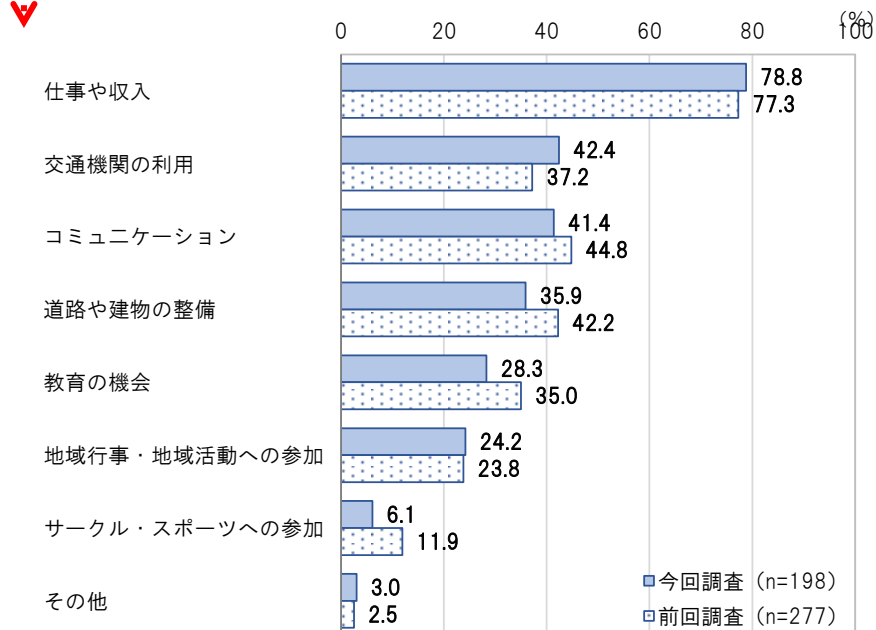
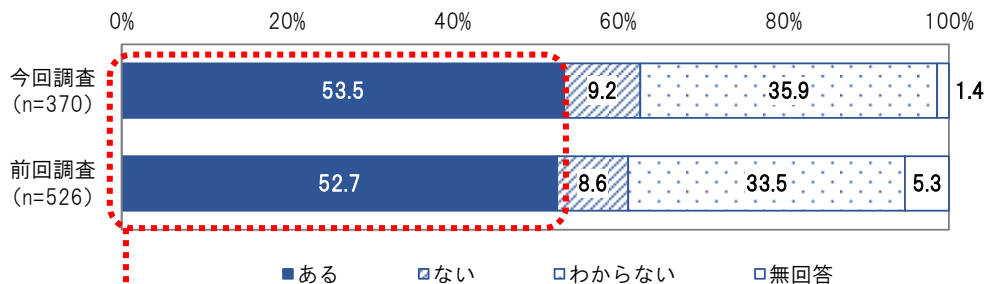
○障害のある方の社会参加について理解が深まってきていると思うかは、「思う」が3割を超え、「思わない」を上回っています。また、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。



### ② 障害のある方への差別や偏見を感じることの有無

○障害のある方への差別や偏見を感じることは、「ある」が半数を超え、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

○差別や偏見を感じる人がその内容では、「仕事や収入」が8割近くを占めて最も高く、次いで「交通機関の利用」、「コミュニケーション」の順となっています。前回調査と比較すると、「交通機関の利用」でやや増加しています。



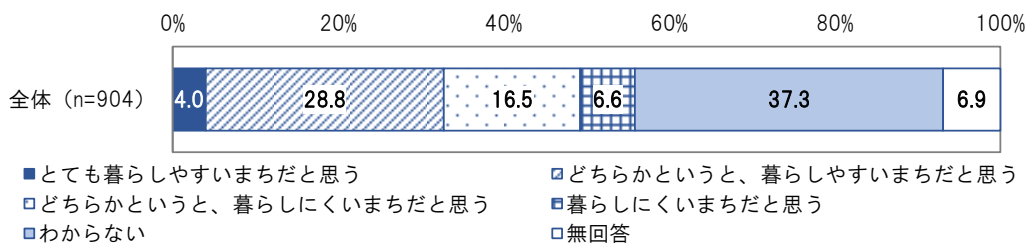


## (10) 障害のある方をとりまく環境整備について

### ① 桜井市が障害のある方にとって暮らしやすいと思うか

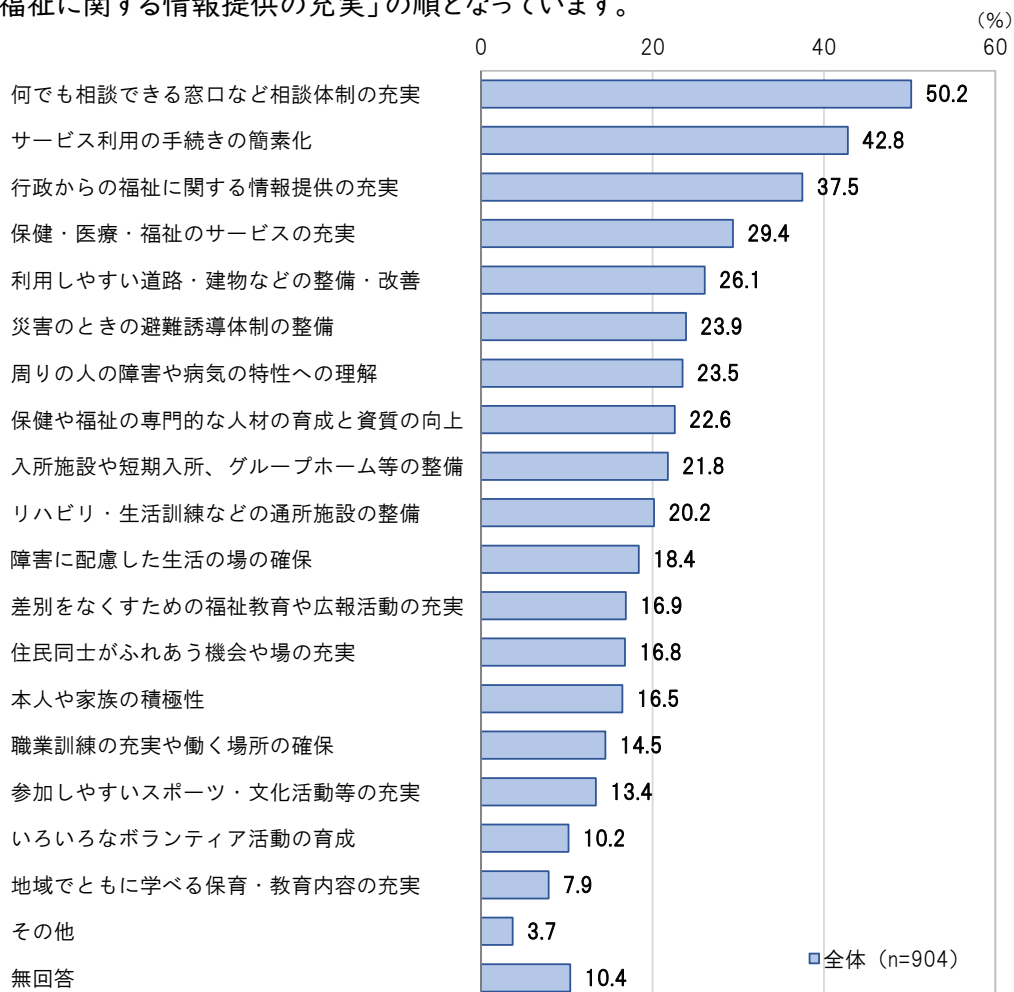
○桜井市が障害のある方にとって暮らしやすいと思うかについては、「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」が3割近くを占め、「とても暮らしやすいまちだと思う」と合わせると、『暮らしやすいまちだと思う』が3割以上を占めています。

○一方で、『暮らしにくいまちだと思う』（「どちらかという、暮らしにくいまちだと思う」+「暮らしにくいまちだと思う」）は2割以上となっています。



### ② 障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要だと思うこと

○障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要だと思うことは、「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」が約半数を占めて最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の順となっています。



## 《年代別・障害種別》

- 年代別にみると、年代が下がるにつれて「サービス利用の手続きの簡素化」や「行政からの福祉に関する情報提供の充実」、「周りの人の障害や病気の特性への理解」、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」、「リハビリ・生活訓練などの通所施設の整備」、「障害に配慮した生活の場の確保」、「差別をなくすための福祉教育や広報活動の充実」などが高くなる傾向がみられます。
- 障害種別にみると、精神障害・発達障害では「周りの人の障害や病気の特性への理解」や「住民同士がふれあう機会や場の充実」、知的障害・発達障害では「行政からの福祉に関する情報提供の充実」や「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」が、それぞれ他の障害種別に比べてやや高くなっています。

(%)

		回答者数(人)	何でも相談できる窓口など相談体制の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	保健・医療・福祉のサービスの充実	利用しやすい道路・建物などの整備・改善	災害のときの避難誘導体制の整備	周りの人の障害や病気の特性への理解	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	入所施設や短期入所、グループホーム等の整備	リハビリ・生活訓練などの通所施設の整備
年代別	18歳未満	42	57.1	<b>66.7</b>	57.1	19.0	23.8	21.4	50.0	42.9	28.6	40.5
	18～64歳	308	<b>57.1</b>	48.4	45.5	28.2	33.4	29.5	35.7	29.5	26.6	24.0
	65歳以上	543	<b>46.2</b>	38.7	32.0	31.3	22.5	21.0	14.5	17.3	18.4	16.8
障害種別	身体障害	628	<b>46.3</b>	42.2	36.5	30.3	26.3	25.3	15.9	19.7	18.9	17.7
	知的障害	123	<b>56.9</b>	52.8	47.2	29.3	23.6	26.0	39.8	42.3	47.2	31.7
	精神障害	126	<b>61.9</b>	40.5	41.3	27.8	29.4	17.5	<b>45.2</b>	26.2	15.9	23.8
	難病	77	41.6	<b>49.4</b>	36.4	37.7	31.2	26.0	20.8	18.2	22.1	19.5
	発達障害	106	<b>63.2</b>	56.6	55.7	26.4	29.2	28.3	50.9	44.3	37.7	31.1
	高次脳機能障害	26	<b>65.4</b>	57.7	30.8	30.8	30.8	26.9	26.9	34.6	34.6	26.9

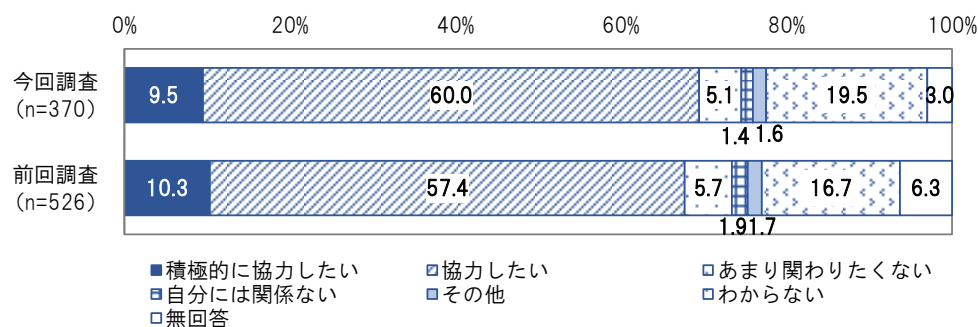
		回答者数(人)	障害に配慮した生活の場の確保	差別をなくすための福祉教育や広報活動の充実	住民同士がふれあう機会や場の充実	本人や家族の積極性	職業訓練の充実や働く場の確保	文化活動等の充実	参加しやすいスポーツ・活動の育成	地域とともに学べる保育・教育内容の充実	その他	無回答
(つづき)												
年代別	18歳未満	42	38.1	33.3	11.9	7.1	31.0	21.4	9.5	31.0	2.4	-
	18～64歳	308	30.8	28.2	20.5	20.8	27.9	20.8	14.9	11.7	5.2	4.5
	65歳以上	543	9.9	9.2	14.9	14.9	5.9	8.5	7.6	4.1	2.9	14.4
障害種別	身体障害	628	13.5	11.0	15.3	15.0	8.4	10.2	8.1	4.8	3.3	11.9
	知的障害	123	36.6	35.0	17.9	13.8	30.1	25.2	17.9	17.1	3.3	1.6
	精神障害	126	25.4	27.8	23.0	27.0	29.4	16.7	11.9	14.3	6.3	4.0
	難病	77	26.0	10.4	11.7	7.8	13.0	13.0	6.5	5.2	5.2	11.7
	発達障害	106	40.6	42.5	25.5	17.0	35.8	28.3	19.8	21.7	2.8	0.9
	高次脳機能障害	26	30.8	19.2	19.2	19.2	19.2	15.4	19.2	11.5	3.8	3.8

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

### ③ 障害のある方が地域の中で生活・活動することについて

○障害のある方が地域の中で生活・活動することについては、「協力したい」が6割を占め、「積極的に協力したい」と合わせると、『協力したい』が約7割を占めています。

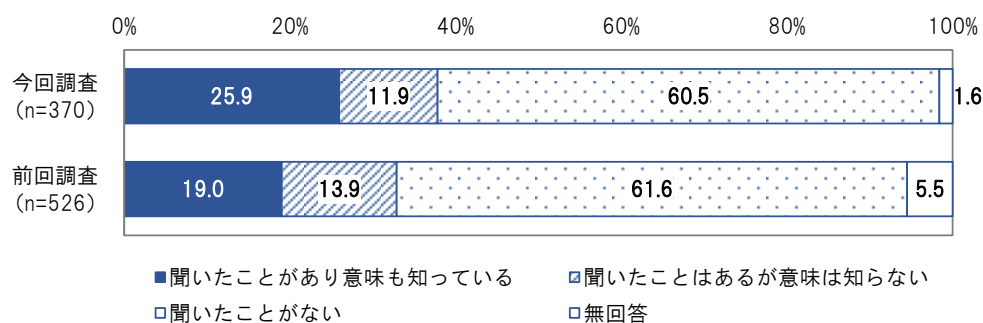
○前回調査と比べるとやや高くなっているものの、ほぼ同様の傾向となっています。



### ④ 「ノーマライゼーション」の認知度

○「ノーマライゼーション」の認知度は、「聞いたことがない」が約6割を占め、「聞いたことはあるが意味は知らない」と合わせると、意味を知らない人が7割以上を占めています。また、「聞いたことがあり意味も知っている」は2割を超えています。

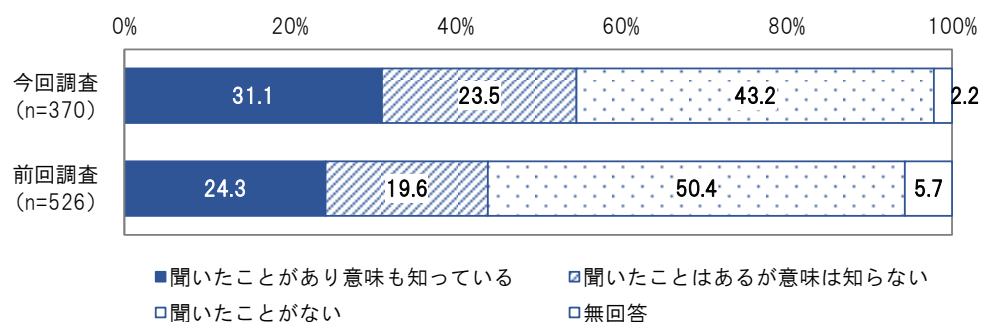
○前回調査と比べると、「聞いたことがあり意味も知っている」が 6.9 ポイント増加しています。



### ⑤ 「共生社会」の認知度

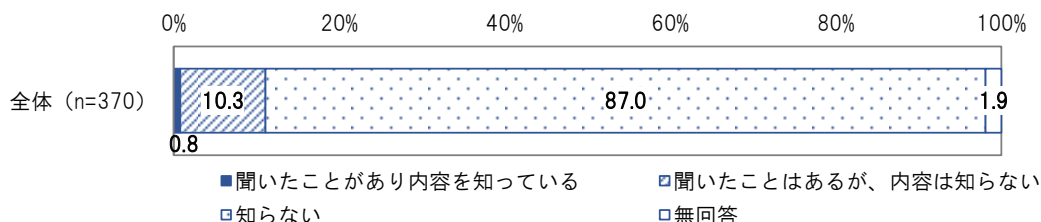
○「共生社会」の認知度は、「聞いたことがない」が4割以上を占め、「聞いたことはあるが意味は知らない」と合わせると、意味を知らない人が6割以上を占めています。また、「聞いたことがあり意味も知っている」は3割程度となっています。

○前回調査と比べると、「聞いたことがあり意味も知っている」が 6.8 ポイント増加しています。



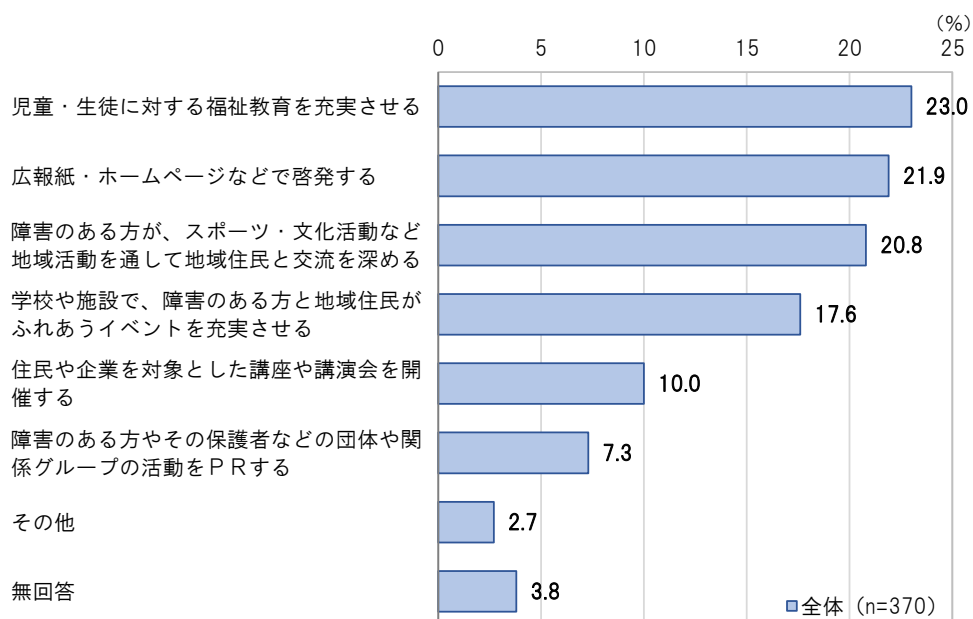
## ⑥ 「桜井市こころつながる手話言語条例」の認知度

○「桜井市こころつながる手話言語条例」の認知度は、「知らない」が大半を占めており、「聞いたことがあり内容を知っている」は0.8%となっています。



## ⑦ 障害のある方のことを正しく理解するために啓発活動として必要だと思うこと

○障害のある方のことを正しく理解するために啓発活動として必要だと思うことは、「児童・生徒に対する福祉教育を充実させる」および「広報紙・ホームページなどで啓発する」、「障害のある方が、スポーツ・文化活動など地域活動を通して地域住民と交流を深める」がともに2割を超えて高くなっています。



### 3 団体ヒアリング調査からみる桜井市の現状

「障害福祉計画」の見直しの基礎資料とすることを目的として、市内の障害福祉にかかる関係団体の5団体にヒアリング調査を実施しました。結果は以下の通りです。

#### (1) 活動をする上での課題

- 会員の固定化・高齢化、新規会員が不足している。
- 若い人は仕事をしている人も多く、団体に入っても活動がなかなかできない。
- 近年では、LINE や Instagram などのSNSでつながっていて、団体に属さなくても情報入手ができるようになっており、団体への参加に必要性を感じる人が少なくなっている。
- 一方で、情報過多となっているため、ロコミでの制度やサービスについての情報交換が減り、“良い”情報が伝わりにくくなっている。
- 市に相談があった時に、当事者団体についての情報提供をしてもらいたい。

#### (2) 就労や社会参加について

- 子どもの居場所が課題となっている。
- コロナ禍もあってイベント自体も減ってきている。また、当事者や介助者の高齢化により、行事やイベントへの参加が難しくなっている。
- 精神障害についての理解があまり進んでおらず、誤解を受けやすいところがあるので、障害についての理解が進めばと思う。そのためには、日頃からの交流が必要だと思う。

#### (3) 相談支援体制について

- 相談支援計画について、家族介護者が作成している場合があり、その場合は1年ごとの見直しができていることが多い。福祉の専門知識のある方に入ってもらい、より良い支援につなげてもらいたい。
- 子どもが就学している間は、先生から情報を入手したり、保護者同士での情報交換もできたが、卒業すると親が動いて色々な情報を得ないといけない。保護者同士でも色々な話ができるようになれば良いと思う。障害は保護者にも受容に時間がかかる。同じように保護者同士で話すだけでも精神的には楽になると思う。
- 相談員も異動があり、担当が変わると毎回イチから説明をする必要がある。本来は頼りたいのに、頼れない。同じことの何度も説明が大変で利用をやめてしまう人も多い。
- 計画相談サービスは事業所への対価が少ないのではないかとと思う。

#### (4) 住まいや生活環境について

- 親亡き後のことが懸念事項となっている。県全体でみると、桜井市を含め周辺地域は入所施設が少ない。
- 施設は新たに作らずに地域で生活をしていくのは確かに理想だが難しい。実現するための具体的な策がない気がする。地域での生活を勧めるのであれば、その受け皿が必要だと思う。
- グループホームも元気であってこそその場となる。終の棲家は病院になると思う。
- 専門の医療機関が少ない。歯科診療も他市に通院している。地域で生活するためには、市民の理解は進んでいるものの、色々なことがなかなか整っていない。
- 障害があることでの医療拒否がないように、医療機関への障害への理解のための啓発をしてもらいたい。
- 事業所に行く際の交通手段が便利（公共交通機関の便の増加、コミュニティバスや送迎バスの運行、交通費に対する補助や助成など）になると通所しやすくなる。
- 地域での生活に向けたソーシャルスキル（生きていく上で必要となる、人間関係やコミュニケーションに関わる技術・技能のこと）のトレーニングができる場が必要である。
- 財産管理などの相談ができる場があると良いと思う。

#### (5) 災害や防災について

- 避難行動要支援者名簿は作られているが、個人情報の開示についての確認を取られた後、進んでいないように思う。団体としても、防災・災害時にどう動いた方が良いかの勉強会なども実施していく必要があると感じている。
- 災害が起こった時には、一次避難所には行けない。土地柄もあり、これまで災害があまりなかったので悠長にしており、対策があまりできていない。
- 障害のある人だけで集まれるような場所があると良いと思う。
- 例えば、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な子には、停電になるとバッテリーが必要になる。家庭や小規模施設では対応が難しい。
- 障害種別によっては、避難場所で多くの人がいると一緒に過ごすのが難しい場合がある。避難場所では、避難所での表示の仕方の工夫を含め、障害特性に合わせた配慮や、必要ならば個人的な対応をしてもらいたい。
- 自助・共助の部分で、周りの人との付き合いが大事だと思うが、自分の地域の民生委員・児童委員が誰か知らない場合も多い。また、自主防災会も地域での差が大きい。高齢者のことは聞かれるが、障害のある人のことはあまり聞かれない。

#### (6) 他団体との連携について

- 桜井市では、当事者団体同士での連携は図れていると思う。駐車場の管理を一緒にしていたり、コロナ禍で中止となっていたこともあったが、運動会やふれあい祭りなどのイベントもある。
- 一方で、その他の地域団体とのつながりなどは持っていない。

## (7) その他

- 成年後見制度の勉強会などもあるが、なかなか内容が難しい。先輩方の話を聞ける場があれば良いと思う。
- 学校の先生も制度やサービスについて勉強してもらえると良いと思う。
- 入院中のヘルパーサポートの利用ができればと思う。障害のある人は介助者がつかないと入院させてもらえない状況にあるが、入院が長期間になると親も休息ができない。自宅へのヘルパー派遣の病院版があればと思う。
- 障害のある人の中でも8050問題は出てきている。長い間ひきこもりで、50歳になって新規で手帳を取得している人も増えている。
- 障害のある人や関係するサークルなどが集まれる場所(居場所)があると良いと思う。



## 4 計画策定にあたっての課題

### (1) 地域生活環境の整備

- 障害のある人とその家族や介助者の高齢化が進行しており、親亡き後等の将来的な不安や、介助者に何かがあった時等、緊急時の対応についての不安が生じています。障害のある人の地域生活を支える体制として、緊急時の相談支援や受け入れの場の提供、体験の機会を通じた地域での一人暮らしやグループホームでの生活への移行の支援体制等を充実させた地域生活支援拠点の整備が求められています。
- アンケート調査結果では、一人暮らしや家族との暮らし、グループホームを利用することを望む人が一定数みられます。地域での暮らしを希望する人が、必要なサービスや支援を受け、希望に応じた暮らし方ができるように、今後も地域移行のニーズの把握と、暮らしに必要なサービスの提供を充実する必要があります。

### (2) 相談支援体制の充実・強化

- アンケート調査結果から、障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療的な面での相談や、福祉の専門職を配置した相談窓口の設置等、専門性の高い相談体制の整備が強く求められています。
- 総合的な相談対応と、地域の相談支援事業所への専門的な研修、人材育成等による専門性の向上や、各事業所との連携による地域全体での相談支援体制の強化を図ることが望まれています。

### (3) ライフステージに応じた切れ目のない療育体制の整備

- 発達障害の診断を受けた人の多くが乳幼児健診や発達相談をきっかけとしています。障害のある児童へ発達段階にあった適切な支援体制を整えるためにも、引き続き健診や相談体制の充実が必要です。
- 当事者とその家族が気軽に相談できる窓口や、自立に向けた支援、地域で暮らすための支援の相談ができること等が求められており、児童の特性や成長段階に応じた支援や、悩みを抱える保護者への支援も必要です。
- 障害のある児童等の支援をライフステージの各段階において適切に行うとともに、保健、医療、教育等の関係機関で情報の共有と連携を行うことで、切れ目のない支援につなげることができる支援体制が求められています。



#### (4) 社会参加や自立に向けた就労支援の充実

- 障害のある人が企業で働くにあたっては、職場や上司、同僚に障害への理解があることが求められており、障害に対する正しい知識や、合理的配慮等の周知、障害特性が理解され、適切な対応のもと働くことができる環境整備に向けて、企業や市民への働きかけが必要です。
- 障害のある人の希望する職種や労働条件と、その人の能力や適性を把握する就労アセスメントを踏まえ、企業への就職や就労支援に関する事業所につなぐ新たなサービスとして創設される就労選択支援の実施に向けての検討が必要です。

#### (5) 障害福祉に関わる人材の確保・育成

- 継続して障害福祉サービスを提供するためにも、人材確保に向けた取組みの支援や、職員が専門性を高めるための研修の機会の確保が求められています。
- 福祉に関わる人を増やすためにも、職員の負担が大きいといった実態の改善策の検討が必要となります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 第7期障害福祉計画策定に関する国の基本指針

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という）においては、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和5年（2023年）に改正された基本指針に沿って策定することとします。

関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成する審議会において審議し、その意見を踏まえて計画を策定しました。

#### 《主なポイント》

##### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含め多効果的な支援体制の整備推進
- グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

##### ③福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

##### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機関を有する体制の確保等について成果目標に設定
- 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行支援について成果目標に設定

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を実施

#### ⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

#### ⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他、地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2 基本理念

障害者基本法・障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、また、これまでの計画の達成状況を加味し、引き続き基本理念を「ともに生きる社会の実現」とし、障害福祉サービスの提供体制の整備、サービス必要量の確保に向けた取組みを進めていきます。

### ともに生きる社会の実現

上記の基本理念に基づき、障害の有無にかかわらず地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「共生社会」の実現に向けて、障害のある人への理解促進の取組みを進めるとともに、福祉サービスの提供や公的な支援だけでなく、ボランティアや NPO、支援団体などの活動を推進し、地域の実情に応じた切れ目のないサービスを推進していきます。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるネットワークの構築・強化に向けた具体的な施策の推進を図っていきます。



### 3 計画の基本目標

基本理念の「ともに生きる社会の実現」に向けて、下記の基本目標を設定します。

#### (1) 障害福祉サービスのさらなる充実

##### ① 日常生活の支援

住み慣れた地域で、障害のある人やその家族が安心して生活を送るためには、いつでも必要なときに必要なサービスを受けながら、日常生活を営むことができる保障、安心して住むことができる居住の保障が不可欠です。

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ります。

##### ② 就労への支援

地域生活を実現するためには、就労による経済的な裏付けが必要となり、就労を継続するためには生活基盤の確立が必要です。

また、アンケート調査においても就労意向は高く、障害のある方に対する事業主や職場の仲間の理解と協力を望む人が多くなっています。

一人ひとりのニーズに応じた就労支援を充実するとともに、事業所への周知等により障害への理解を深め、就労機会の拡大に努めます。

##### ③ 自立と社会参加の促進

障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの整備を進めます。

また、障害のある人の社会参加を促進するため、関係団体と連携しさまざまな活動の機会の拡充に努めます。

#### (2) 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、障害児相談支援のサービス提供体制の充実を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

### (3) 相談支援体制の充実

障害のある人が地域社会の一員として安心して暮らすためには、障害のある人の自己決定を尊重しつつ、適切に障害福祉サービス等を利用できるように支援することを目的とする相談支援の役割は重要です。

また、障害のある方のアンケート調査結果では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」へのニーズが最も高くなっています。

相談支援を円滑に実施するため、障害福祉サービスに関する情報だけでなく、地域の支援団体や資源等に関する情報を把握していくとともに、近年増加している複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、相談支援員のスキルアップや関係機関との連携を強化していく取組みを推進していきます。



## 4 計画の体系図

基本理念	基本目標	サービス・事業
ともに生きる社会の実現	1 障害者福祉サービスのさらなる充実	
	1-1 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問による在宅生活の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> </ul> </li> <li>② 外出の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動援護</li> <li>・移動支援</li> </ul> </li> <li>③ 短期入所               <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所</li> </ul> </li> <li>④ 日中活動の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> </ul> </li> <li>⑤ 居住の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助</li> <li>・施設入所支援</li> </ul> </li> <li>⑥ 日常生活用具の給付</li> <li>⑦ 補装具の交付・修理</li> </ul>
	1-2 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援（A型・B型）</li> <li>・就労定着支援</li> <li>・就労選択支援</li> </ul>
	1-3 自立と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自立生活のための支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> </ul> </li> <li>② 社会参加のための支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション支援</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・日中一時支援</li> <li>・社会参加促進事業</li> </ul> </li> <li>③ 地域社会に対する働きかけ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解促進研究・啓発</li> <li>・自発的活動支援</li> </ul> </li> </ul>
	2 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> <li>・障害児相談支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>
	3 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス利用支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援</li> <li>・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）</li> </ul> </li> <li>② 日常生活の相談支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者相談支援事業</li> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・住宅入居等支援事業</li> <li>・障害者虐待防止センター</li> <li>・地域自立支援協議会</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・法人後見支援事業</li> </ul> </li> </ul>

## 第4章 サービス見込み量と確保のための方策

### 1 障害者福祉サービスのさらなる充実

#### (1) 日常生活の支援

##### ① 訪問による在宅生活の支援

##### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
居宅介護(ホームヘルプ)	障害のある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6(児童に対しては区分6相当)で、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
訪問入浴サービス	通所による入浴が困難な重度障害のある人に対し、訪問入浴車を派遣し在宅での入浴を行います。

##### 【第6期計画の利用状況】

年度により変動はありますが、居宅介護(ホームヘルプ)および訪問入浴サービスは計画値を上回り利用者が増加傾向となっているのに対し、重度訪問介護は利用者が減少しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護(ホームヘルプ)	実績値	人分	177	179
		時間分	2,936	2,858
	計画値	人分	145	148
		時間分	3,046	3,099
重度訪問介護	実績値	人分	11	9
		時間分	981	720
	計画値	人分	7	7
		時間分	1,220	1,220
重度障害者等包括支援	実績値	人分	0	0
		時間分	0	0
	計画値	人分	0	0
		時間分	0	0
訪問入浴サービス	実績値	人分	7	7
		回分	36	40
	計画値	人分	7	7
		回分	46	46

※「人分」=月間利用者数、「時間分」=月間の総利用時間数、「回分」=月間利用回数



## 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護(ホームヘルプ)	人分	176	176	176
	時間分	2,882	2,882	2,882
重度訪問介護	人分	9	9	9
	時間分	854	854	854
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
訪問入浴サービス	人分	10	11	12
	回分	58	64	69

※「人分」=月間利用者数、「時間分」=月間の総利用時間数、「回分」=月間利用回数

## 《確保の方策》

- サービス見込み量が推計できないサービス(重度障害者等包括支援)もありますが、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様なサービス提供事業者の参入促進を図ります。
- 利用者が適切なサービスの選択ができるよう、情報の提供を行います。
- 在宅での医療的ケアのニーズに対応したサービスを提供できるように、サービス提供事業者に対し、医療的ケアの研修への参加を奨励するなど、サービス支援体制の充実に努めます。

## ② 外出の支援

### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるために、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる必要な危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排せつ、食事の介護などを行います。
移動支援	屋外での移動に困難がある障害者に、通院を除く社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

### 【第6期計画の利用状況】

行動援護および移動支援については、計画値を下回り利用者が減少しています。一方で、同行援護については、計画値を上回り、利用者が増加しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
行動援護	実績値	人分	62	59
		時間分	891	850
	計画値	人分	56	57
		時間分	974	986
同行援護	実績値	人分	18	23
		時間分	201	265
	計画値	人分	17	17
		時間分	196	198
移動支援	実績値	人分	141	137
		時間分	1,120	1,130
	計画値	人分	168	174
		時間分	1,209	1,250

※「人分」=月間利用者数、「時間分」=月間の総利用時間数

### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）見込みの利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

また、アンケート調査結果から移動支援に関するニーズが高いことから、横ばい及び微増傾向にて見込み量を設定しました。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
行動援護	人分	57	57	57
	時間分	861	861	861
同行援護	人分	26	29	32
	時間分	302	337	372
移動支援	人分	180	180	180
	時間分	1,288	1,288	1,288

※「人分」=月間利用者数、「時間分」=月間の総利用時間数

### 《確保の方策》

- アンケート調査結果から移動支援に関するニーズが高く、今後もニーズが増えることが想定されることから、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病、障害児など、さまざまなケースに対応できるよう、人材の養成や事業者支援を実施し、サービスの質の向上やサービス提供事業者の充実に努めます。



### ③ 短期入所

#### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者に対して、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### 【第6期計画の利用状況】

新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)の利用は計画値に対して低くなっていましたが、令和5年度(2023年度)には急激に増加しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所	実績値	人分	40	38
		人日分	213	230
	計画値	人分	59	60
		人日分	324	330

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

#### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

#### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所	人分	54	59	64
	人日分	282	308	334

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

#### 《確保の方策》

- ニーズに対応したサービス提供が実施できるよう、相談支援事業者と連携し、市内外を問わずサービス提供事業者の空き状況等の情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。
- 緊急時の利用や医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう、医療機関をはじめとした関係機関との連携を図ります。

#### ④ 日中活動の支援

##### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分 3 以上である人、または年齢 50 歳以上で障害支援区分 2 以上である人に対して昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

##### 【第6期計画の利用状況】

生活介護は令和5年度（2023年度）に利用者が減少していますが、概ね計画値通りの利用状況となっています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	実績値	人分	226	226
		人日分	4,046	4,013
	計画値	人分	222	226
		人日分	4,568	4,633
療養介護	実績値	人分	6	7
	計画値	人分	7	7

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

##### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）見込みの利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

##### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	人分	222	224	226
	人日分	4,069	4,105	4,142
療養介護	人分	8	9	10

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

##### 《確保の方策》

- 今後もニーズが増えることが想定されることから、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病、障害児など、さまざまなケースに対応できるよう、人材の養成や事業者支援を実施し、サービスの質の向上やサービス提供事業者の充実に努めます。

## ⑤ 居住の支援

### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。
共同生活援助	日常生活上の援助を必要としている人を対象に、共同生活を行う住居において必要な相談や援助を行います。必要に応じて入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な者、または生活介護の利用者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

### 【第6期計画の利用状況】

自立生活援助の利用はありませんでした。

共同生活援助については、計画値を大きく上回り、年々利用者数が増加しています。

施設入所支援については、利用者数が減少しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1
共同生活援助	実績値	60	67	90
	計画値	58	61	64
施設入所支援	実績値	68	67	64
	計画値	72	71	70

※「人分」=月間利用者数

### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用者数の実績の推移を考慮して算出します。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	人分	1	1	1
共同生活援助	人分	105	120	135
施設入所支援	人分	66	66	66

※「人分」=月間利用者数

## 《確保の方策》

- グループホームの設置を促進するため、サービス提供事業者に国の補助事業等の情報を積極的に提供します。
- グループホームの設置を促進するため、障害者に対する偏見や誤解が生じないように、地域住民に対する障害に関する正しい理解や知識の啓発に努めます。
- グループホームの利用が必要になったときに円滑に利用することができるよう、体験利用等の支援を行います。
- 施設入所待機者の状況把握と入所調整を行い、必要な人が施設を利用することができるように努めます。
- 自立生活援助については、安心して地域生活を送っていくことができるよう、利用者個々のニーズ等に合わせた検討をしていきます。

## ⑥ 日常生活用具の給付等

### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付事業	重度の身体障害および知的障害のある人、難病患者等であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

### 【第6期計画の利用状況】

ほとんどの用具で計画値を上回る利用件数となっています。特に、情報・意思疎通支援用具および排泄管理支援用具では計画値を大きく上回って推移しています。

サービス名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	実績値	件数	13	11	12
	計画値	件数	10	10	11
自立生活支援用具	実績値	件数	17	16	12
	計画値	件数	11	11	11
在宅療養等支援用具	実績値	件数	17	16	12
	計画値	件数	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	実績値	件数	66	62	73
	計画値	件数	34	35	35
排泄管理支援用具	実績値	件数	1,552	1,512	2,042
	計画値	件数	1,715	1,735	1,754
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値	件数	2	1	2
	計画値	件数	2	2	2

※「件」=年間延べ利用件数

## 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

## 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件数	12	12	12
自立生活支援用具	件数	15	15	15
在宅療養等支援用具	件数	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件数	77	81	85
排泄管理支援用具	件数	2,287	2,532	2,777
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	2	2	2

※「件」=年間延べ利用件数

## 《確保の方策》

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供に努めます。
- 障害の状態に応じた日常生活用具の給付を行い、利用の促進に努めます。





## ⑦ 補装具の交付・修理

### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
補装具の交付・修理	障害の状態によって、義肢や車いすなど、日常生活を容易にするための補装具を給付します。

### 【第6期計画の利用状況】

令和3年度（2021年度）以降、利用が大きく増加しており、令和5年度（2023年度）には計画値を上回っています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
補装具の交付・修理	実績値	128	154	192
	計画値	175	179	184

※「件」=年間延べ利用件数

### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
補装具の交付・修理	件数	224	256	288

※「件」=年間延べ利用件数

### 《確保の方策》

- 利用者のニーズを把握するとともに、補装具に関する情報提供に努めます。
- 障害の状態など利用者の状況に応じた補装具の交付に努めます。

## (2) 就労の支援

### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援(B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。なお、A型とは異なり、雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害のある人を対象に、企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### 【第6期計画の利用状況】

就労支援にかかるサービスについては、いずれも令和3年度(2021年度)以降、利用者数が増加しており、特に、就労移行支援、就労継続支援(B型)では計画値を大きく上回って推移しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労移行支援	実績値	人分	6	14
		人日分	122	269
	計画値	人分	11	12
		人日分	225	242
就労継続支援(A型)	実績値	人分	41	43
		人日分	816	783
	計画値	人分	60	63
		人日分	1,140	1,200
就労継続支援(B型)	実績値	人分	111	126
		人日分	1,913	2,193
	計画値	人分	120	123
		人日分	1,847	1,906
就労定着支援	実績値	人分	4	4
	計画値	人分	3	4

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

## 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。また、アンケート調査結果からも就労ニーズが高いことを踏まえて、見込み量を算出しています。

## 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労移行支援	人分	26	33	40
	人日分	471	597	724
就労継続支援(A型)	人分	62	69	76
	人日分	1,172	1,304	1,436
就労継続支援(B型)	人分	152	166	180
	人日分	2,619	2,861	3,102
就労定着支援	人分	4	4	4

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

## 《確保の方策》

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所と連携し、民間企業等に対して障害者雇用の理解と協力を求め、障害者の就労に向けた職場実習の場の確保に努めます。
- 関係機関や団体と協力しながら、就労支援体制を強化し、市内における就労環境の整備に努めます。
- 養護学校等の卒業生を中心とした地域の利用ニーズを、福祉施設と共有し、必要なサービスへの移行を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行者が、自立した地域生活が送れるように就労定着支援の活用を進めます。

### (3) 自立と社会参加の促進

#### ① 自立生活のための支援

##### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### 【第6期計画の利用状況】

年度により変動はありますが、いずれも計画値を下回って推移しており、令和5年度（2023年度）には利用が減少しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立訓練（機能訓練）	実績値	人分	1	3
		人日分	14	43
	計画値	人分	4	4
		人日分	54	54
自立訓練（生活訓練）	実績値	人分	4	5
		人日分	50	58
	計画値	人分	8	9
		人日分	134	153

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

##### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

##### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練（機能訓練）	人分	3	4	5
	人日分	40	53	66
自立訓練（生活訓練）	人分	4	4	4
	人日分	45	45	45

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

## 《確保の方策》

- 奈良県及び周辺市町村と連携し、自立訓練の場の提供に努めます。
- 長期入院している精神障害者が地域生活に移行する場合等において、就労移行支援、就労継続支援へ円滑につなげていくための生活訓練の場の確保に努めます。

## ② 社会参加のための支援

### 《サービス内容》

サービス名		サービスの内容
コミュニケーション支援事業	手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また中途失聴者、難聴者が社会生活上必要な会合などに参加する場合などに、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者の派遣を行います。
	手話通訳者設置事業	聴覚障害者が、市役所を訪れ、窓口で各種手続きや相談を受けることに対応するため、庁舎内に専門の手話通訳者を設置します。
	要約筆記者等派遣事業	聴覚障害者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、要約筆記者の派遣を行います。
地域活動支援センター		各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。 【Ⅰ型】 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 【Ⅱ型】 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 【Ⅲ型】 概ね5年以上の実績を有し安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する、通所による援護事業です。
日中一時支援		一時的に介護困難な場合や、学齢期における長期休暇、放課後支援等を目的として、通所施設等による短時間の見守りを行います。
社会参加促進事業		スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害者のための点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。

## 【第6期計画の利用状況】

年度により変動はありますが、地域活動支援センターおよび日中一時支援では、概ね計画値通りの推移となっています。

コミュニケーション支援事業では、令和3年度(2021年度)以降、派遣件数が増加しており、特に手話通訳者等派遣事業では計画値を大きく上回る推移となっています。

社会参加促進事業のうち、障害者(児)スポーツ教室においては、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、実施を中止していたため、利用実績はありませんでした。点字・声の広報等発行事業では横ばい傾向、手話通訳奉仕員等養成事業では利用者が増加しています。

サービス名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コミュニケーション支援事業					
手話通訳者等派遣 事業	実績値	延べ件数	255	317	347
	計画値	延べ件数	193	195	197
手話通訳者設置事業	実績値	設置件数	243	242	244
	計画値	設置件数	260	260	260
要約筆記者等派遣 事業	実績値	延べ件数	1	4	6
	計画値	延べ件数	11	11	11
地域活動支援センター					
か所数	実績値	箇所数	1	1	1
	計画値	箇所数	1	1	1
基礎的事業	実績値	利用者数	70	67	70
	計画値	利用者数	82	83	83
I型	実績値	利用者数	64	61	64
	計画値	利用者数	77	78	80
II型	実績値	利用者数	0	0	0
	計画値	利用者数	0	0	0
III型	実績値	利用者数	6	6	6
	計画値	利用者数	6	6	6
日中一時支援	実績値	箇所数	24	21	22
		人分	37	35	33
	計画値	箇所数	23	25	28
		人分	38	40	42
社会参加促進事業					
障害者(児)スポーツ 教室	実績値	人分	0	0	0
	計画値	人分	170	170	170
点字・声の広報等発行 事業	実績値	人分	22	22	21
	計画値	人分	30	30	30
手話通訳奉仕員等 養成事業	実績値	人分	10	21	25
	計画値	人分	25	25	25

※日中一時支援の「人分」=月間利用者数

## 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者等派遣事業	延べ件数	393	439	485
手話通訳者設置事業	設置件数	245	246	247
要約筆記者等派遣事業	延べ件数	9	12	15
地域活動支援センター				
か所数	箇所数	1	1	1
基礎的事業	利用者数	69	69	69
I型	利用者数	63	63	63
II型	利用者数	0	0	0
III型	利用者数	6	6	6
日中一時支援	箇所数	22	22	22
	人分	35	35	35
社会参加促進事業				
点字・声の広報等発行事業	人分	22	22	22
手話通訳奉仕員等養成事業	人分	33	41	49

※日中一時支援の「人分」=月間利用者数

## 《確保の方策》

- 手話通訳者設置事業、手話通訳者等派遣事業については、緊急時や必要なときにサービスを利用することができるよう、利便性の向上に努めます。
- 要約筆記者等派遣事業については、必要なときにサービスを利用することができるよう、利便性の向上に努めます。
- 地域活動支援センターについては、利用者の利便性に配慮しながら継続して実施していきます。
- 日中一時支援については、さまざまなニーズに対応したサービス提供が実施できるよう、関係機関との連携を図ります。
- 点字・声の広報等発行事業並びに手話通訳奉仕員等養成事業については、関係機関と連携して取り組めます。

### ③ 地域社会に対する働きかけ

#### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発	障害に関する偏見や誤解を解消するため、地域住民等を対象とした理解促進のための研修や啓発に関する事業を行います。
自発的活動支援	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

#### 【第6期計画の利用状況】

年度により変動はありますが、いずれも計画値を下回って推移しているものの、令和5年度（2023年度）には利用が増加しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発	実績値	3	4	7
	回数	8	9	10
自発的活動支援	実績値	0	0	1
	回数	11	11	11

※「回数」=年間回数

#### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

#### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発	回数	9	11	13
自発的活動支援	回数	1	1	1

※「回数」=年間回数

#### 《確保の方策》

- 桜井市や桜井市社会福祉協議会、地域の福祉関係団体、障害者団体、サービス提供事業者の既存事業等と調整のうえ、関係機関・団体と連携して、実施に努めます。
- 市民ふれあい福祉まつりなどのイベントを通して、障害への理解の啓発を積極的に推進するとともに、障害や障害者に対する理解を深めるため、手話周知・啓発講座等を実施します。
- 地域に暮らす障害のある人に対して合理的配慮が提供されるよう、市内企業等に対しても、障害理解に対する啓発活動を推進します。
- 行政職員は職員対応要領にしたがって職務を遂行し、障害者の権利擁護に努めます。



## 2 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実

### (第3期障害児福祉計画)

#### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	障害のある就学児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用あるいは利用を予定する障害のある子どもに対し、障害のない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもやその保護者の状況、環境などに合わせて、福祉サービス利用に関する相談、支援利用計画の作成及び見直し等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

#### 【第6期計画の利用状況】

年度により変動はありますが、児童発達支援および保育所等訪問支援は概ね計画値通りの利用実績となっています。

放課後等デイサービスについては、近年では事業所数も大幅に増加していることもあり、令和3年度(2021年度)以降、計画値を大きく上回って増加しています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	実績値	人分	107	98
		人日分	428	485
	計画値	人分	103	108
		人日分	517	538
放課後等デイサービス	実績値	人分	212	255
		人日分	1,801	2,082
	計画値	人分	169	177
		人日分	1,622	1,758
保育所等訪問支援	実績値	人分	6	5
		人日分	1	2
	計画値	人分	4	5
		人日分	4	5

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
医療型児童発達支援	実績値	人分	0	0
		人日分	0	0
	計画値	人分	1	2
		人日分	2	4
障害児相談支援	実績値	人分	127	124
	計画値	人分	109	115
居宅訪問型児童発達支援	実績値	人分	1	1
	計画値	人分	1	1

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

### 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人分	103	103	103
	人日分	474	474	474
放課後等デイサービス	人分	267	272	277
	人日分	2,330	2,376	2,423
保育所等訪問支援	人分	5	5	5
	人日分	1	1	1
医療型児童発達支援	人分	2	2	2
	人日分	4	4	4
障害児相談支援	人分	148	155	162
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	1

※「人分」=月間利用者数、「人日分」=月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

### 《確保の方策》

- 子ども・子育て支援制度(子ども・子育て支援事業計画)と連携しながら、サービスの適切な利用を推進します。
- サービス提供事業所等と連携協力しながら、ライフステージに応じた一貫した支援を受けることができる体制を推進します。
- 新しい事業として居宅訪問型児童発達支援サービスがありますが、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様なサービス提供事業者の参入促進を図ります。

### 3 相談支援体制の充実

#### (1) サービス利用支援

##### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害のある人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、またサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談対応等を行います。
地域定着支援	障害のある人で、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談対応等を行います。

##### 【第6期計画の利用状況】

計画相談支援については、概ね計画値通りの利用実績となっています。地域移行支援および地域定着支援については、令和4年度（2022年度）以降は2人の利用となっており、計画値を上回っています。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	実績値	434	442	445
	計画値	420	434	447
地域移行支援	実績値	0	2	2
	計画値	1	1	1
地域定着支援	実績値	0	2	2
	計画値	1	1	1

※「人分」=月間利用者数

## 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

### 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	人分	451	457	463
地域移行支援	人分	3	4	5
地域定着支援	人分	3	4	5

※「人分」=月間利用者数

## 《確保の方策》

- 障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して適切なサービスの組み合わせについて検討をすることができるよう、サービス利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。
- 地域の実情を踏まえ、利用者個々のニーズ等に合わせたサービス利用計画の作成を検討していきます。
- 地域移行支援、地域定着支援についても、地域生活を送っていくことができる「受け皿」の整備状況を勘案しつつ、利用者個々のニーズ等に合わせた検討をしていきます。
- 相談支援事業者、保健所、施設、医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、施設または病院から地域への生活を希望する障害者の地域生活への移行の促進を図ります。
- 入院中の退院可能な精神障害者に対して、福祉サービスの見学・体験等を通じて、地域移行のための訓練及び支援を行います。
- 退院者及び一人暮らしを希望する方に対して、地域生活が可能となるように、日中活動サービス等の組み合わせを行いながら、地域生活に慣れるための支援を行います。
- 緊急時における連絡、相談に対応できるよう、相談支援体制の整備を進めます。

## (2) 日常生活の相談支援

### 《サービス内容》

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害のある人や支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
基幹相談支援センター	相談支援事業者等との連携を図り、地域の中核的な相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望されている障害のある人が、保証人がいない等の理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整等を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
障害者虐待防止センター	障害のある人への虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護のため、障害のある人及び養護者に対して、相談、指導、助言を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害のある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

### 【第6期計画の利用状況】

成年後見制度利用支援事業については、計画値を下回って推移しています。また、基幹相談支援センターについては、第6期計画期間中の設置はできていません。

サービス名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	実績値	箇所数	1	1
	計画値	箇所数	1	1
基幹相談支援センター	実績値	箇所数	0	0
	計画値	箇所数	1	1
住宅入居等支援事業	実績値	有無	未実施	未実施
	計画値	有無	未実施	未実施
障害者虐待防止センター	実績値	箇所数	1	1
	計画値	箇所数	1	1
地域自立支援協議会	実績値	箇所数	1	1
	計画値	箇所数	1	1

サービス名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援 事業	実績値	人数	2	2	3
	計画値	人数	3	4	5
成年後見制度法人後見 支援事業	実績値	有無	未実施	未実施	未実施
	計画値	有無	未実施	未実施	未実施

※「利用者数」=年間利用者数

## 《見込み量算出の考え方》

利用者数やサービス量の見込みは、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)見込みの利用実績の推移を考慮して算出します。

## 【第7期計画における見込み量】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	0	0	1
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
障害者虐待防止センター	箇所数	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人数	4	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

## 《確保の方策》

- 障害者相談支援事業については、令和8年度(2026年度)までに総合的・専門的な相談体制の実施および地域の相談体制の強化を実施する体制を確保することを目標として、関係各課・各機関と連携を図りながら、基幹相談支援センターを設置できるよう体制整備を進めます。
- 障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けることができる地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。
- 地域の障害福祉に関するシステムづくりや相談支援体制については、桜井市くらしとしごと支援センター(生活困窮者自立相談支援窓口)等との連携を図ります。
- 住宅入居等支援事業については、家主などへの相談等を通じて、入居に必要な調整などの支援を行います。
- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、桜井市障害者虐待防止センターとの連携を図るとともに、地域における関係機関等の協力体制の整備及び支援体制の強化を図ります。
- 成年後見制度の利用促進に関しては、親亡き後を見据え、利用しやすい成年後見制度となるよう市の体制整備を図ります。

## 第5章 計画における重点項目

### 1 福祉施設から地域生活への移行促進

#### 《第6期計画の進捗状況》

第6期計画において、施設入所者のうち令和5年度（2023年度）末までに地域生活へ移行する者の目標値については、当時の実績等も勘案し、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者の6.9%にあたる5人を見込んでいましたが、実績としては0人の移行となっています。

また、施設入所者の削減数の目標値については、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者の2.8%にあたる2人の削減を見込んでいました。在宅でサービスを利用している地域生活を維持することが困難になった人など、すぐに新たな入所希望者がいる状況が続いていますが、毎年度、一定人数の施設退所者が出ており、実績としては7人の削減となっています。

項目	目標値	実績値
令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数		72人
令和5年度（2023年度）末における地域移行者数	5人	0人
	6.9%	0.0%
令和5年度（2023年度）末における施設入所者数の削減数	2人	7人
	2.8%	9.7%

#### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

令和8年度（2026年度）末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、また、施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。さらに、第6期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。

#### 【市の取組み】

本市では、令和4年度（2022年度）末の施設入所者は65人となっています。

国の基本指針における削減率などを考慮して、令和8年度（2026年度）末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数を4人（6.1%）とし、令和8年度（2026年度）末までの施設入所者の削減数を4人（6.1%）とする目標数値を設定します。

目標達成に向けて、住み慣れた地域で住み続けるための社会資源や施策の整備と充実を図るとともに、施設入所者のうち地域移行を希望する人の意向を踏まえた上での情報提供を実施し、入所施設、地域相談支援事業所、障害者相談支援事業所などの各機関との連携を図ります。

項目	数値等
令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者（A）	65人
【目標】令和8年度（2026年度）末における施設入所から地域生活への移行者数	4人
	6.1%
令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者	61人以下
【目標】令和8年度（2026年度）末における施設入所者の削減数（B）	4人
	6.1%

## 2 地域生活支援拠点等の整備

### 《第6期計画の進捗状況》

第6期計画の国の基本方針では、令和5年度（2023年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされていました。

本市においては、自立支援協議会におけるワーキングチームにおいて、地域生活支援拠点についての議論を継続して行ってきましたが、検討すべき課題があるため継続した協議事項となっており、第6期計画期間中の整備はできていません。

### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度（2026年度）末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、新たに、強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度（2026年度）までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

### 【市の取組み】

本市では、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活ができることを目的とし、自立支援協議会が中心となって、令和8年度（2026年度）末までに地域生活拠点の整備を行い、実施のための事業を展開することを目指します。

また、この取組みの中で、強度行動障害も含めたさまざまな支援困難ケースの状況把握等も検討していくこととします。

項目	数値等
【目標】 令和8年度（2026年度）末における地域生活支援拠点の整備か所	1か所の確保
【目標】 コーディネーターの配置人数	1人



### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### 《第6期計画の進捗状況》

福祉施設から一般就労へ移行する人数の目標値については、当時の利用者数の増加の動向や一般就労への移行実績を踏まえて、令和元年度（2019年度）の実績の1.27倍以上にあたる13人を見込んでいましたが、令和5年度（2023年度）の一般就労への移行者数は5人と、目標値を達成しませんでした。

項目	目標値	実績値
令和元年度（2019年度）の一般就労への移行者数		11人
令和5年度（2023年度）の一般就労への移行者数	13人	5人
	1.27倍以上	0.5倍
うち、就労移行支援を通じた移行者数		1人
	1.30倍以上	
うち、就労継続支援A型を通じた移行者数		2人
	1.26倍以上	
うち、就労継続支援B型を通じた移行者数		2人
	1.23倍以上	

また、就労定着支援の利用者数の目標値については、令和5年度（2023年度）の目標値として5人を見込んでおり、結果として、利用者数は7人と目標値を上回る利用実績となっています。

項目	目標値	実績値
令和5年度（2023年度）に就労定着支援を利用する人数	5人	7人

#### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

国の基本指針における「福祉施設から一般就労への移行等」に関する市町村の目標値の設定の考え方は、以下が設定されています。

##### ●福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をいう。）を通じて、令和8年度（2026年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定し、当該目標値の設定にあたっては、令和3年度（2021年度）の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度（2021年度）の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、「就労継続支援A型」については令和3年度（2021年度）の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、「就労継続支援B型」については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

●就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

就労定着支援の利用者数及び事業者ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援の利用者数については、令和3年度（2021年度）の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【市の取組み】

本市においては、実績を勘案し、福祉施設から一般就労への移行者数については、国の基本指針に定める通り、令和3年度（2021年度）の一般就労への移行者数の1.28倍となる15人以上を目標として設定します。

目標達成のためには、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所、地域自立支援協議会などの就労支援にかかわる機関との連携を強化し、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

また、「就労定着支援」の利用者数については、令和3年度（2021年度）の利用者数の1.43倍以上となる8人以上を目標として設定します。

なお、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所が市内に存在しないため、事業所に関連する指標の設定はできませんが、引き続き、就労定着支援事業利用者の増加を目指し、令和8年度（2026年度）末の目標値を達成できることを目指します。

●福祉施設から一般就労への移行

項目	数値等
令和3年度（2021年度）の一般就労への移行者数	12人
【目標】令和8年度（2026年度）における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数	15人以上
就労移行支援事業利用者のうち一般就労への移行者数	4人以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人以上

●就労定着支援事業の利用者数

項目	数値等
令和3年度（2021年度）の就労定着支援の利用者数	5人
【目標】令和8年度（2026年度）における就労定着支援を利用する人数	8人以上

## 4 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

#### 《第6期計画の進捗状況》

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築に関する目標については、令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターの機能を有する場を少なくとも1か所確保するという目標を掲げていましたが、どのような体制が適しているか、どういった場所が適切か、などの議論が継続して必要な状況となっており、場の設置までには至っていません。

保育所等訪問支援については、市内には、保育所等訪問支援の提供が可能な事業所が2か所ありますが、障害のある子どもと保護者の不安や悩みを軽減するための地域療育の推進には至っておらず、今後とも継続した取組みが必要となっています。

#### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

また、障害児の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

#### 【市の取組み】

障害のある子どもとその家族が、地域の中で安定した生活が送れるよう、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、子ども・子育て支援制度との連携のうえ、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。

市内には既に保育所等訪問支援を提供できる事業所が2か所ありますが、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターの機能を有する場を確保し、総合的な支援体制の構築を目指します。

## (2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 《第6期計画の進捗状況》

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の育成を目標として設定していましたが、事業所参入について民間資源の動向を注視していたものの、重症心身障害児支援が可能となる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の育成には至っていないのが現状です。

### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

### 【市の取組み】

令和8年度(2026年度)末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所ならびに放課後等デイサービス事業所が確保できるよう、今後の事業所の参入動向を見据えた上で、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

### 《第6期計画の進捗状況》

医療的ケア児の支援については、重要性が増してきているところですが、保健、医療、障害福祉、保育、教育といった関係機関が連携していくための協議の場が整っていないのが現状です。

### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 【市の取組み】

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的にも増加している状況を鑑み、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、本市においても、令和8年度(2026年度)末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、連携の強化等に取り組んでいきます。

## 5 相談支援体制の充実・強化

### 《第6期計画の進捗状況》

令和5年度（2023年度）末までに基幹相談支援センターの設置に取り組むことと目標を設定していましたが、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化についてはどちらも未実施となっています。

### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度（2026年度）末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### 【市の取組み】

本市では、国の基本指針を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の多様化を実施する体制を確保するため、令和8年度（2026年度）末までに、基幹相談支援センターの設置に取り組みます。

目標達成のためには、障害者（児）ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

## 6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の確保

### 《第6期計画の進捗状況》

障害福祉サービス等の質の向上に関する目標値については、令和5年度（2023年度）末までに、質を向上させるための取組に係る体制を構築することとされていました。

市では障害福祉サービス等の給付の適正化や持続可能な制度構築に向けて、県で実施される研修に参加し、制度等のさまざまな知識を得る場として活用することで、障害福祉サービス等の質の向上に取り組んでいます。

### 《第7期計画における基本指針による国の方針》

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業所が参入している中、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度（2026年度）までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

### 【市の取組み】

体制構築の考え方については、市町村の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握や適切なサービス提供ができているかの検証を行うほか、事業所が適正な運営を図れるよう指導、助言を行うなど、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくことが目的とされています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他各種研修に職員が参加し、制度等のさまざまな知識を得る場として活用することで、障害福祉サービス等の質の向上に取り組んでいきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

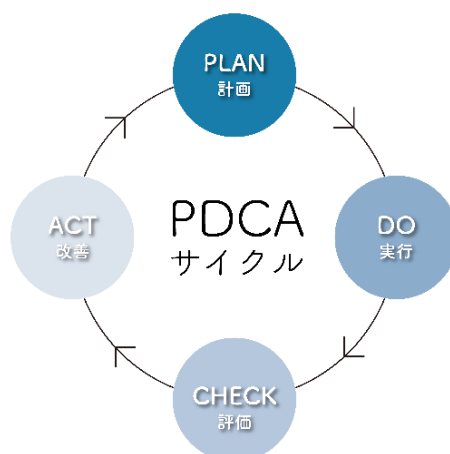
本計画は上位計画である「桜井市地域福祉計画」や「桜井市障害者福祉基本計画」と一体的に推進します。

また、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、桜井市福祉保健部が中心となり、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

### 2 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくマネジメント手法）に沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況などについて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

この進行管理については、「桜井市地域自立支援協議会」に意見を求めるとともに、定期的な進捗状況の点検や評価を行います。



### 3 県・近隣市町村・事業者等との連携

本計画の着実な推進に向けて、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉協議会など、多くの地域関係団体及び障害福祉サービス提供事業者との連携・協力を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス見込み量の確保やサービス提供事業者の指定等、関係部署との必要な調整を図り、円滑な取組みを推進します。さらに、本市だけでは取組みが困難な内容や広域的な対応を必要とするニーズについては、奈良県や東和（障害福祉）圏域を構成する近隣市町村等との緊密な連携のもとに取り組んでいきます。

# 資料編

## 1 計画の策定経過

年月日	会議等	議事内容
令和5(2023)年 7月4日	第1回 桜井市障害者福祉基本計画等 策定委員会	○桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会の会長及び副会長の選任 ○第7期桜井市障害福祉計画の策定趣旨及び障害福祉施策の動向について ○第7期桜井市障害福祉計画策定に向けたアンケート等の内容について ○第7期桜井市障害福祉計画の策定スケジュールについて
7月26日～ 8月18日	障害福祉に関する障害者・児及び市民アンケート調査の実施	○市内在住の障害者手帳所持者及び18歳以上の男女1,000人を対象に調査を実施 ※調査結果等は第2章-2を参照
8月1日	障害福祉関係団体ヒアリング調査の実施	○市内の障害福祉にかかる関係団体の5団体を対象に調査を実施 ※調査結果等は第2章-3を参照
9月29日	第2回 桜井市障害者福祉基本計画等 策定委員会	○アンケート調査結果について ○第6期桜井市障害福祉計画の評価と次期計画の目標設定について
10月27日	第3回 桜井市障害者福祉基本計画等 策定委員会	○第7期桜井市障害福祉計画素案について ○今後のスケジュールについて
12月14日～ 令和6(2024)年 1月12日	パブリックコメントの実施	○計画素案について市民から意見聴取



## 2 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱

平成18年4月26日告示第93号

改正

平成25年3月27日告示第50号

平成28年3月31日告示第92号

令和3年3月31日告示第76号

### (設置)

第1条 本市の障害者福祉施策に関し、その基本理念を定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく桜井市障害者福祉基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく桜井市障害福祉計画(以下これらを総称して「計画」という。)を策定するため、桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 桜井市障害者福祉基本計画の策定に関すること。
- (2) 桜井市障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他関連する事項に関すること。

### (組織)

第3条 策定委員会の委員(以下「策定委員」という。)は、20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 策定委員の任期は、策定委員会設置から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、会長、副会長は策定委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 策定委員会は、策定委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した策定委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め意見又は説明を求めることができる。

(検討委員会の設置)

第7条 策定委員会は、計画を適正かつ円滑に策定するために必要な連絡調整を行うため、必要に応じて桜井市障害者福祉基本計画等策定庁内検討委員会(以下この条において「検討委員会」という。)を置くことができる。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は福祉保健部長を、副委員長は社会福祉課長を、委員は別に定める者をもって充てる。

4 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

5 委員長は、会務を掌握し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第50号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第92号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第76号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 3 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会委員名簿

役 職	所属・役職名
会 長	天理大学 人間学部 人間関係学科 社会福祉専攻 教授
副 会 長	(一社)桜井市障害者児団体連合会 会長 桜井市自立支援協議会 会長
委 員	桜井市議会 文教厚生委員長
委 員	奈良県障害者総合相談圏域 東和圏域マネージャー
委 員	桜井市社会福祉協議会 事務局長
委 員	相談支援事業所こころ 所長
委 員	福祉保健部 桜井市社会福祉事務所長
委 員	桜井市教育委員会事務局 事務局長
委 員	地域生活支援センターこころ 利用者代表
委 員	桜井市障害者(児)団体連合会 肢体障害者協会推薦

(順不同)

## 4 用語集

用語	解説
<b>あ行</b>	
一般就労	障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」と言う。在宅就労や企業なども含まれる。
医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。
インクルージョン	障害の有無によって分離されることなく、学ぶ機会や働く機会を平等に得られる環境を目指す考え方のこと。
<b>か行</b>	
基幹相談支援センター	地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関で、障害を持った方、またその家族のための総合相談窓口として、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。
基本方針	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省の定めた指針のこと。
共生社会	障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会のこと。
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態。
グループホーム	障害のある人が生活上の支援を受けながら共同で生活する、地域社会の中にある住居のこと。
権利擁護	自分の意志を表示することが困難な知的障害のある人などに代わって、援助者などが代理として本人の権利やニーズを獲得すること。
高次脳機能障害	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害で、外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないこともある。
合理的配慮	障害のある人が障害の無い人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更、調整のこと。「障害者権利擁護条約」の第2条で定義がされており、「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。
<b>さ行</b>	
サービス等利用計画	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるように、本人の心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向やその他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のこと。
児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

用語	解説
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。障害者医療費の公費負担について、以前は、身体障害のある人は「更生医療」、障害のある児童は「育成医療」、精神障害のある人は「精神通院医療」という分類をされて規定されていたが、障害者自立支援法の成立により、これらを一元化した新しい制度「自立支援医療制度」に変更された。
社会的障壁	社会における、事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、活動を制限したり、社会への参加を制約したりするもの。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。
障害支援区分	障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。非該当から区分6までで認定される。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。
重症心身障害児	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している人。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としている。
成年後見制度	高齢者や知的障害・精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意志を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。
相談支援事業所	日常生活上の支援を必要とする障害のある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。
相談支援専門員	障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者のこと。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
<b>た行</b>	
地域移行	施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴うこと。
地域活動支援センター	障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所から移行した「Ⅲ型」の3種類がある。

用語	解説
地域共生社会	制度・分類ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域自立支援協議会	地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体のこと。
地域生活支援拠点等	障害のある人の生活を地域生活全体で支える体制を指し、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービスの拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」などの役割が求められる。
地域生活支援事業	指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77・78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、コミュニケーション支援事業や成年後見支援事業等の「必須事業」と訪問入浴サービスや日中一時支援等の「任意事業」がある。
地域定着	居宅や単身などで生活している障害のある人が、地域生活を継続していくこと。
地域包括ケアシステム	医療や介護、保健福祉サービスなどが連携して一体的にサービスを提供することにより、暮らしを地域社会全体で支える体制。ソフト面では、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者が連携して、ニーズに応じた適切なサービスを提供し、ハード面では、住まいや施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携・統合されて運営されている体制を言う。
<b>な行</b>	
難病	原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障害をもたらす慢性疾患の総称。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のこと。
<b>は行</b>	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものを指す。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア：Barrier）となるものを除去（フリー：Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

用語	解説
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難と思われる方を登録した名簿。 平成 25 年(2013 年)6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を義務付けること等が規定された。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つ。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」によって定められた割合。社会連帯の理念に基づき、障害のある人の雇用の場を確保するため、労働者の数に対する一定割合(=法定雇用率)の身体障害、知的障害、精神障害のある人を雇用する義務を事業主に課す制度。
補装具	身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。
ボランティア	誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところでできることを自ら進んで活動すること。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。
<b>ま行</b>	
民生委員・児童委員	民生委員法(民生委員)、児童福祉法(児童委員)に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。
<b>や行</b>	
要約筆記	手話を使わない聴覚障害のある人(多くは中途失聴・難聴者)に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター(OHP)等で伝える方法。
<b>ら行</b>	
ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を指す。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるべきことを経験すること、また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

用語	解説
<b>A~Z</b>	
NPO	Nonprofit Organization の略で「民間非営利組織」の意味。医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織を言う。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得たNPO団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と言う。
PDCA サイクル	行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方のこと。



## 第7期桜井市障害福祉計画

令和6年(2024年)3月

桜井市 福祉保健部 社会福祉課

〒633-8585 住所:奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の1

Tel:0744-42-9111 ・ FAX:0744-44-2172